

2021年5月

IFRS®実務記述書
公開草案 ED/2021/6

経営者による説明

コメント期限：2021年11月23日

公開草案

経営者による説明

コメント期限：2021年11月23日

Exposure Draft ED/2021/6 *Management Commentary* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **23 November 2021** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN for this part: 978-1-914113-23-9

ISBN for complete publication (two parts): 978-1-914113-22-2

© 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

経営者による説明

公開草案

経営者による説明

コメント期限：2021年11月23日

公開草案—2021年5月

公開草案 ED/2021/6「経営者による説明」は、国際会計基準審議会（審議会）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2021年11月23日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

この部分の ISBN: 978-1-914113-23-9

公表物全体（2部構成）の ISBN: 978-1-914113-22-2

© 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、IASB® ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
公開草案へのイントロダクション	6
コメント募集	11
[案] IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」	20
審議会による 2021 年 5 月公表の公開草案「経営者による説明」の承認	118
結論の根拠（別冊参照）	

公開草案へのイントロダクション

本公開草案の目的は何か

- IN1 本公開草案において、国際会計基準審議会（当審議会）は改訂 IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（本実務記述書）についての提案を示している。改訂後の本実務記述書は、現行の実務記述書（2010年公表）を置き換えることになる。
- IN2 本公開草案の目的は、当審議会の提案に対するフィードバックを得ることである。

経営者による説明とは何か

- IN3 経営者による説明は、企業の財務諸表を補完する報告書である。これは、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察を提供する。
- IN4 経営者による説明は、企業の投資者及び債権者の情報ニーズを満たすために作成される。他の関係者（例えば、企業の従業員、政府機関又は一般大衆）も経営者による説明を有用と考える可能性がある。しかし、そうした他の関係者には追加的な情報ニーズがある可能性があり、そうしたニーズを満たすことは経営者による説明の目的ではない。
- IN5 経営者による説明は、さまざまな名称で呼ばれる。経営者による検討及び分析、経営及び財務のレビュー、戦略報告書などである。

誰が本実務記述書を適用するのか

- IN6 財務諸表は、たとえ経営者による説明が付属していない場合や現行の実務記述書に準拠していない経営者による説明が付属している場合であっても、IFRS 基準に準拠することができる。当審議会は、これは改訂後の本実務記述書についても当てはまるようにすべきであると提案している。
- IN7 各法域内の企業に本実務記述書に準拠することを要求すべきかどうかを決定するのは、各国の立法者及び規制当局であろう。一部の企業は、たとえ要求されなくても準拠することを選択する可能性がある。

当審議会が本実務記述書の改訂を提案している理由

- IN8 投資者及び債権者の情報ニーズは、当審議会が現行の実務記述書を 2010 年に公表した以降に進化してきた。当審議会のリサーチは、経営者による説明が必ずしも投資者及び債権者が必要としている情報を提供していないことを示している。例えば、経営者による説明は次のようなものである場合がある。
- (a) 企業の見通しにとって重要な事項に焦点を当てていない。そうした事項に関する重要性がある情報を提供できていなかったり、そうした情報を重要度の低い事項に関する重要性のない情報で覆い隠したりしていることによるものである。
- (b) 内容が、一般的な情報が多すぎて、企業固有の情報が十分でない。

経営者による説明

- (c) 短期的な事項に焦点を当てていて、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項（システミック・リスクや戦略的課題など）について十分な議論を提供していない。
- (d) 企業の無形の資源及び関係並びに企業に影響を与える環境・社会・ガバナンス（ESG）事項に関して十分な情報を提供していない。無形の資源及び関係並びに環境及び社会の事項は、多くの企業の価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力にますます影響を与え、それらの影響に関する情報はますます投資者及び債権者の関心を呼んでいる。
- (e) 断片化されていたり、企業の財務諸表における情報を企業が公表した他の報告書における情報と調整することが困難であったりする。
- (f) 提供している情報が、過去の期間において企業が提供した情報や類似した活動を行う他の企業が提供した情報と比較することが困難である。
- (g) 不完全でアンバランスである。例えば、経営者による説明は、議論されている事項の影響を投資者及び債権者が十分に理解するために必要としている情報が欠けていたり、企業の業績の肯定的な側面を過度に強調したりしている場合がある。

当審議会は何を達成することが目的なのか

- IN9 当審議会が本実務記述書を改訂するにあたっての主要な目的は、投資者及び債権者が必要としている情報に焦点を当てた包括的な要求事項及び経営者が当該情報を識別して明確に表示するのに役立つためのガイダンスを開発することである。当審議会の目的は、次の両方を提供する要求事項及びガイダンスを開発することである。
- (a) 十分な柔軟性 — 経営者による説明が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項に焦点を当て、それらの事項及びそれらに対する経営者の対応に関する企業固有の情報を提供するため。
 - (b) 十分な規律 — 経営者による説明の外部からの保証（例えば、外部監査又は他の外部レビュー）を容易にし、国内の立法者及び規制当局が本実務記述書を強制することを可能にし、それに対する準拠を強制する能力を強化するため。
- IN10 当審議会は、企業が本実務記述書を目的が本実務記述書と類似している国内の法令とともに適用することができるかと予想している。国内の法令が一般的な要求事項のみを定めている場合には、企業は当該法令に準拠するのに役立つために本実務記述書の要求事項及びガイダンスを適用することができる。逆に、国内の法令が詳細で、具体的な情報の開示を規定している場合には、たとえ、当該情報の一部が本実務記述書で要求されていない場合であっても、企業は当該情報のすべてを経営者による説明に含めることができる。
- IN11 当審議会はまた、企業は本実務記述書を、他の機関が公表した記述的報告の要求事項又はガイドライン（特定の業界の企業が使用するためのもの、又は環境、社会若しくは他のサステナビリティ事項などの特定のテーマを扱ったもの）と組み合わせて適用するこ

とができるとも予想している。そうした要求事項又はガイドラインは、本実務記述書の要求事項を満たすために提供する必要がある可能性のある情報を経営者が識別するのに役立つ可能性がある。したがって、経営者による説明は、投資者及び債権者にとって重要性がある環境的及び社会的事項に関する情報のための適切な場所である可能性がある。

IN12 提案を開発するにあたり、当審議会は記述的報告の急速に進展している複雑な領域における最近の革新を統合することを図った。当審議会は各国の基準設定主体及び記述的報告又は特定のテーマ（サステナビリティ報告など）に関心のある他の機関が開発した、記述的報告のフレームワーク、要求事項及びガイドラインをレビューした。当審議会は、特に経営者による説明の諮問グループ及び当審議会に助言する他の機関を通じて、さまざまな法域からのさまざまな種類の利害関係者とも協議した。

提案はどのようなものか

IN13 当審議会は、経営者による説明の目的を明示する、次のことによって支えられる目的ベースのアプローチを提案している。

- (a) 経営者による説明が、投資者及び債権者にとって重要性がある情報を提供し、主要事項（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に不可欠な事項）に焦点を当てるという要求
- (b) 所定の開示目的を満たす情報を提供するという要求事項。開示目的は投資者及び債権者の情報ニーズから導き出されており、経営者による説明で提供される情報に依拠する評価の記述を含んでいる。
- (c) 考えられる主要事項及び経営者による説明が開示目的を満たすために提供することが必要となる可能性のある情報（指標を含む）の例を示すガイダンス
- (d) 情報が所定の属性（例えば、完全性、バランス及び正確性）を有するという要求事項及び経営者が当該属性を有する情報を識別するのに役立てるためのガイダンス

IN14 提案している開示目的は、6つの内容領域を扱っている。

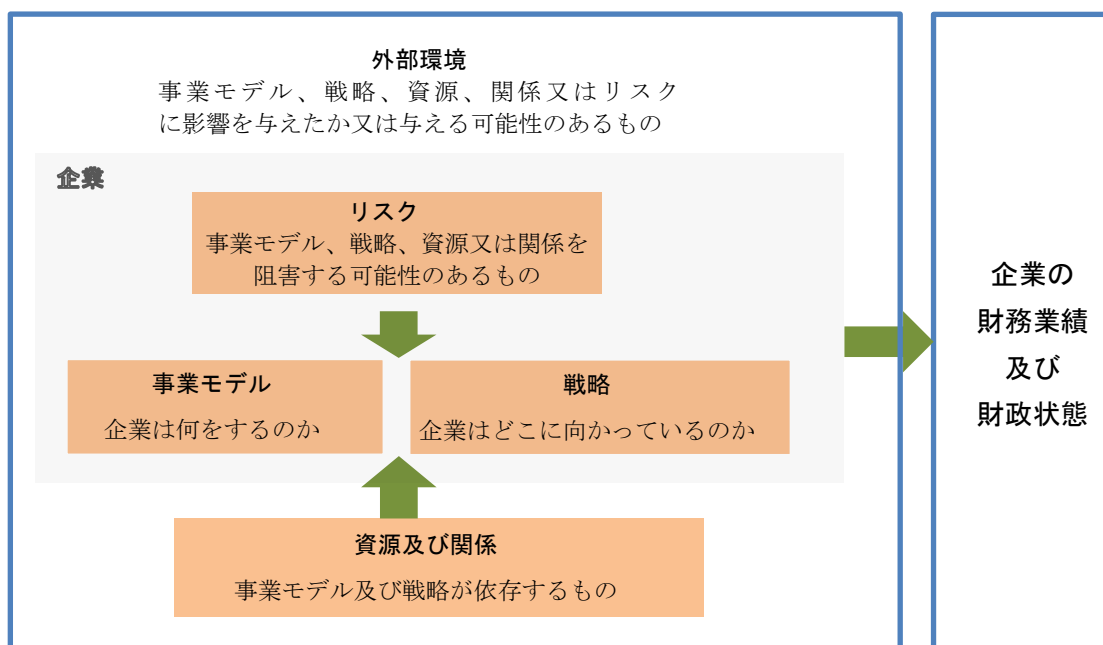
- (a) 企業の事業モデル — 企業がどのようにして価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すか
- (b) 当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略（経営者が追求することを選択した機会を含む）
- (c) 事業モデル及び戦略が依存する資源及び関係（企業の財務諸表において資産として認識していない資源を含む）
- (d) 事業モデル、戦略、資源又は関係を阻害する可能性のあるリスク
- (e) 事業モデル、戦略、資源、関係又はリスクに影響を与えたか又は与える可能性のある外部環境における諸要因及びトレンド
- (f) 企業の財務業績及び財政状態 — それらが他の内容領域について議論されている事

経営者による説明

項の影響をどのように受けたのか又は将来においてどのように影響を受ける可能性があるのかを含む

IN15 図1は、6つの内容領域の間の関係を説明している。

図1 — 経営者による説明における6つの内容領域の間の関係



IN16 提案している要求事項及びガイダンスは、企業の財務業績又は財政状態に既に影響を与えている事項とともに、将来（長期を含む）において企業に影響を与える可能性のある事項に適用されることになる。そうした事項には、企業の無形の資源及び関係（企業の財務諸表において資産として認識していない資源を含む）並びに環境的及び社会的事項に関連する事項が含まれる可能性がある。付録Bは、公開草案において提案している要求事項及びガイダンスのうち、経営者がそうした事項に関してどのような情報を提供する必要のあるかを決定するにあたり考慮することが必要となる可能性が高いものの概要を示している。付録Bは、事実パターンを表示し、記述された事実パターンにおいて、経営者が要求事項及びガイダンスをどのように考慮する可能性があるのかを示す例を示している。

この提案はIFRS財団評議員会のサステナビリティ報告に関するプロジェクトとどのような相互関係があるか

IN17 当審議会は、企業は本実務記述書をサステナビリティ事項などの特定のテーマを扱う記述的報告の要求事項及びガイドラインと組み合わせて適用することができると予想している。

IN18 IFRS財団の評議員会は、財団がサステナビリティ報告基準の開発において役割を果たすべきかどうかを検討している。2021年4月に、評議員会は、財団がIFRSサステナビリティ基準を設定するための審議会を創設することを可能にするために財団の定款を

修正するという提案を公表した¹。将来において、企業は当該審議会が公表した基準を本実務記述書に準拠するために必要となる情報の一部を識別するのに役立てるために適用することができる可能性がある。

次に何が起きるか

IN19 当審議会は、現行の実務記述書を改訂すべきかどうか及び改訂の方法を決定する前に、本公開草案における提案に対して受け取るコメントを考慮する。

¹ 公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」

コメント募集

はじめに

当審議会は、本公開草案（特に、以下に示す質問）に対するコメントを募集している。すべての質問に回答する必要はない。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項又はテーマを明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当がある場合には、当審議会が検討すべき代替案を含んでいる。

当審議会は、提案の文案が明確に作成されているかどうか、及び翻訳が困難な文言があるかどうかについての見解も歓迎する。

期 限

当審議会は、2021年11月23日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

質問

Part A — 全般的な要求事項

第2章は、経営者による説明及び関連する財務諸表の識別、経営者による説明の承認並びに準拠の旨の記述についての要求事項を定めている。

質問1 — 経営者による説明が関連する財務諸表

2.2 項は、経営者による説明が、それが関連する財務諸表を識別することを提案している。同項はさらに、関連する財務諸表が IFRS 基準に従って作成されていない場合には、経営者による説明が財務諸表が作成されている基礎を開示することを提案している。

公開草案は、関連する財務諸表の作成の基礎に関して何も制限を提案していない（例えば、財務諸表を IFRS 基準の基礎となっている概念と同様の概念を適用して作成するという要求を提案していない）。

BC34 項から BC38 項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

- (a) たとえ財務諸表が IFRS 基準に従って作成されていない場合であっても、企業が改訂後の本実務記述書への準拠の旨を記述することを認めるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) そうした財務諸表の作成基礎に制限を設けるべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような制限を提案するか、また、その理由は何か。

質問2 — 準拠の旨の記述

- (a) 2.5 項は、本実務記述書の要求事項のすべてに準拠している経営者による説明に、準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めることを提案している。

BC30 項及び BC32 項は、この提案についての当審議会の理由付けを説明している。

同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) 2.6 項は、本実務記述書の要求事項の一部（しかし全部ではない）に準拠している経営者による説明に、準拠の旨の記述を含めることができると提案している。しかし、その記述は限定付きとし、本実務記述書の要求事項からの離脱を識別し、当該離脱の理由を示すことになる。

BC33 項は、この提案についての当審議会の理由付けを説明している。

同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

経営者による説明

第3章は、経営者による説明の目的を示している。

質問3 — 経営者による説明の目的

3.1 項は、企業の経営者による説明が次のような情報を提供することを提案している。

- (a) 財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。
- (b) 長期を含むすべての時間軸にわたり企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性がある諸要因に対する洞察を提供する。

3.2 項は、重要性がある場合には 3.1 項で要求されている情報を提供することを提案している。3.2 項は、経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性があると述べている。

3.15 項から 3.19 項は、「価値を創出する能力」の意味を含めて、当該目的の諸側面を説明している。

BC42 項から BC61 項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

経営者による説明の目的の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

Part B 及び付録 B — 内容領域

第4章から第11章は、経営者による説明の6つの内容領域を定めており、経営者による説明がそれらの内容領域のそれぞれについての開示目的を満たす情報を提供することを要求している。それらの各章は、経営者による説明が主要事項に焦点を当てることも要求している。

本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びに環境的及び社会的事項に関しての報告に適用されることになる。付録 B は、経営者がそうした事項に関してどのような情報を提供する必要があるのかを決定するにあたり考慮することが必要となる可能性が高い要求事項及びガイダンスの概要を示している。

質問 4 — 全体的なアプローチ

公開草案は、次のような目的ベースのアプローチを提案している。

- (a) 経営者による説明の目的を定める（第3章参照）。
- (b) 経営者による説明の6つの内容領域、及び、それぞれの内容領域について、経営者による説明で提供される情報が満たすことを要求される開示目的を定める（第5章から第10章参照）。
- (c) 経営者による説明が開示目的を満たすために提供することが必要となる可能性のある情報の例を示す（第15項参照）。しかし、
- (d) 経営者による説明が提供しなければならない情報の詳細で規範的なリストは提供しない。

BC69項から BC71項は、当審議会がこのアプローチを提案した理由付けを説明している。

当審議会のアプローチ案が次のようになると予想するか。

- (a) 運用可能とすることができる — 投資者及び債権者が必要とする情報を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供する。
- (b) 執行可能である — 企業が本実務記述書の要求事項に準拠したのかどうかを監査人及び規制当局が判断するための適切かつ十分な基礎を提供する。

そうでない場合には、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問 5 — 開示目的の設計

内容領域について提案している開示目的は、3つの要素で構成されている。主たる目的、目的の評価及び具体的な目的である。4.3項は、各構成要素の役割を説明している。4.4項から4.5項は、内容領域についての開示目的を満たし、経営者による説明の目的を満たすために必要な情報を識別するためのプロセスを示している。

BC72項から BC76項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

- (a) 開示目的の設計の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

経営者による説明

(b) 提案している開示目的についての全般的なコメントのうち、質問 6 に対する回答で扱っていないものはあるか。

質問 6 — 内容領域についての開示目的

第 5 章から第 10 章は、6 つの内容領域についての開示目的を提案している。次のことに関する情報について提案している開示目的に同意するか。

- (a) 企業の事業モデル
- (b) 当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略
- (c) 企業の資源及び関係
- (d) 企業が晒されているリスク
- (e) 企業の外部環境
- (f) 企業の財務業績及び財政状態

賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問 7 — 主要事項

4.7 項から 4.14 項は、経営者による説明が主要事項に焦点を当てるという要求事項案を説明している。当該各項は、主要事項の識別に関するガイダンスも提案している。第 5 章から第 10 章は、内容領域のそれぞれについての主要事項の例及び経営者が主要事項をモニターし当該事項を管理する上での進捗度を測定するために使用する可能性のある指標の例を提案している。

BC77 項から BC79 項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

- (a) 本実務記述書が経営者による説明は主要事項に焦点を当てることを要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。
- (b) 主要事項の識別に関するガイダンス案（主要事項の例を含む）が、経営者による説明が焦点を当てるべき主要事項を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供するであろうと予想するか。そうでない場合、どのような代替的又は追加的なガイダンスを提案するか。
- (c) 提案しているガイダンスについて他にコメントはあるか。

質問 8 — 長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項

本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、企業の長期的な見通し、無形の資源及び関係、並びに環境的及び社会的事項に影響を与える可能性のある事項に関する報告に適用されることになる。付録 B は、そうした事項に関してどのような情報を提供する必要があるのかを決定するにあたり経営者が考慮することが必要となる可能性が高い要求事項及びガイダンスの概要を示している。付録 B はまた、記述している事実パターンにおいてどの事項が主要でありどの情報に重要性があるのかを識別するにあたり、経営者が当該要求事項及びガイダンスをどのように考慮する可能性があるのかを示す例も示している。

BC82 項から BC84 項は、このアプローチについての当審議会の理由付けを説明している。

(a) 本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、投資者及び債権者が次のことに関して必要とする重要性がある情報を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供するであろうと予想するか。

- (i) 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項
- (ii) 無形の資源及び関係
- (iii) 環境的及び社会的事項

賛成又は反対の理由は何か。提案している要求事項及びガイダンスが、経営者が当該情報を識別するための適切かつ十分な基礎を提供しないであろうと予想する場合には、どのような代替的又は追加的な要求事項又はガイダンスを提案するか。

(b) そうした事項に適用される要求事項及びガイダンスの提案について他に何かコメントがあるか。

質問 9 — サステナビリティ報告に関する IFRS 財団評議員会のプロジェクトとの相互関係

BC13 項から BC14 項は、IFRS 財団の評議員会が、財団がサステナビリティ報告基準を設定するための新しい審議会を設置することを可能にするために財団の定款を修正する提案を公表した旨を説明している。将来において、企業はその新しい審議会が公表する基準を、本実務記述書に準拠するために必要となる環境的及び社会的事項に関する一部の情報を識別するのに役立つために適用することができる可能性がある。

評議員会の計画に関連して、当審議会が本実務記述書を最終確定するにあたり考慮すべきであると回答者が考える事項はあるか。

Part C — 情報の選択及び表示

第 12 章から第 15 章は、経営者による説明に含めるための情報の選択及び当該情報の表示に関する追加的な要求事項及びガイダンスを内容としている。

質問 10 — 重要性の判断の行使

第 12 章は、経営者が重要性がある情報を識別するのに役立つためのガイダンスを提案している。

BC103 項から BC113 項は、当該ガイダンス案を開発した際の当審議会の理由付けを説明している。

ガイダンス案について何かコメントはあるか。

質問 11 — 完全性、バランス、正確性及び他の属性

- (a) 第 13 章は、経営者による説明における情報が、完全でバランスの取れた正確なものであることを要求することを提案しており、当該情報をより有用にする可能性のある他の属性について論じている。第 13 章はまた、経営者による説明における情報が所要の属性を有することを確保するのに経営者が役立つためのガイダンスも提案している。

BC97 項から BC102 項及び BC114 項から BC116 項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

- (b) 13.19 項から 13.21 項は、企業が公表した他の報告書における情報への相互参照によって経営者による説明に情報を含めることについて論じている。

BC117 項から BC124 項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問 12 — 指標

第 14 章は、経営者による説明に含められる指標に適用される要求事項を提案している。

BC125 項から BC134 項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問 13 — 重要性がある可能性のある情報の例

第 5 章から第 10 章に示している開示目的を満たすために必要とされる重要性がある情報は、企業及びその状況に応じて決まる。第 15 章は、重要性がある可能性のある情報の例を提案している。

BC80 項から BC81 項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

提案している例は、経営者による説明が次のことに関する情報についての開示目的を満たすために提供することが必要となる可能性のある重要性がある情報を経営者が識別するのに役立つであろうと予想するか。

- (a) 企業の事業モデル
- (b) 当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略
- (c) 企業の資源及び関係
- (d) 企業が晒されているリスク
- (e) 企業の外部環境
- (f) 企業の財務業績及び財政状態

そうでない場合には、どのような代替的又は追加的な例を提案するか。提案している例について他に何かコメントはあるか。

その他のコメント

質問 14 — 発効日

1.6 項は、本実務記述書が IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」(2010 年公表)を公表日以後に開始する年次報告期間について置き換えることを提案している。これは、本実務記述書が、公表日の少なくとも 1 年後に終了する年次報告期間について適用されることを意味する。

BC135 項から BC137 項は、この提案についての当審議会の理由付けを説明している。

提案している発効日に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような発効日を提案するか、また、その理由は何か。

質問 15 — 影響分析

(a) 本公開草案に付属している結論の根拠の BC139 項から BC177 項は、本公開草案における提案の予想される影響を分析している。

当該分析について何かコメントはあるか。

(b) BC18 項から BC22 項は、本実務記述書の位置付けについて論じている。それらは、法域内の企業に本実務記述書に準拠することを要求すべきかどうかを決定するのは国内の立法者及び規制当局であろうと述べている。

企業が本実務記述書を遵守することを困難にするような国内の法令上の障害があると認識しているか。

質問 16 — その他のコメント

本公開草案で示している提案について他に何かコメントはあるか。

[案] IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」

章	開始ページ
1 本実務記述書 [案] の使用	21
Part A – 全般的な要求事項	
2 識別、承認及び準拠の旨の記述	24
3 経営者による説明の目的	25
Part B – 内容領域	
4 Part B へのイントロダクション	31
5 事業モデル	36
6 戦略	40
7 資源及び関係	43
8 リスク	46
9 外部環境	49
10 財務業績及び財政状態	52
11 開示目的の概要	56
Part C – 情報の選択及び表示	
12 重要性の判断の行使	60
13 完全性、バランス、正確性及びその他の属性	63
14 指標	71
15 重要性がある可能性のある情報の例	76
付 録	
A 用語の定義	91
B 長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項	93

第 1 章 — 本実務記述書 [案] の使用

本章の内容

本実務記述書 [案] の目的及び位置付け

発効日

はじめに

- 1.1 IFRS 実務記述書第 1 号 [案] 「経営者による説明」は、1.2 項から 15.28 項並びに付録 A 及び付録 B に示されている。付録 A で定義されている用語は、本実務記述書 [案] における各章において最初に現れる際には**太字**としている。

注釈
注釈は、要求をさらに詳細に説明するか又は要求の文脈を説明している。

例示
例示は、特定の状況を記述し、企業がそうした状況において要求をどのように適用する可能性があるのかを示している。企業の経営者は、当該企業の状況において当該要求事項を適用する方法を判断することになる。

リンク
リンクは要求事項の間の関係を強調している。

本実務記述書 [案] の目的及び位置付け

- 1.2 本実務記述書 [案] は、IFRS 基準又は他の基礎に従って作成された**一般目的財務諸表**を補完する**経営者による説明**に適用される。その経営者による説明についての要求事項を示し、当該要求事項をどのように満たすことができるのかを説明している。
- 1.3 本実務記述書 [案] は、どの企業が経営者による説明を作成することを要求されるのか、企業がどのような頻度で作成すべきなのか、又は経営者による説明が対象となるべき外部の保証のレベルを定めていない。
- 1.4 一部の企業は、国内の法令で、実務記述書 [案] に準拠する経営者による説明を公表することを要求される場合があり、また、企業がそうすることを選択する場合もある。
- 1.5 本実務記述書 [案] は IFRS 基準書ではない。財務諸表は、たとえ経営者による説明が付属していない場合でも、又は本実務記述書 [案] に準拠しない経営者による説明が付属している場合でも、IFRS 基準に準拠することができる。

発効日

- 1.6 本実務記述書〔案〕は、〔公表日〕以後に開始する年次報告期間について IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（2010 年 12 月公表）を置き換える。早期適用は認められる。企業が本実務記述書〔案〕を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

PART A — 全般的な要求事項

第2章 — 識別、承認及び準拠の旨の記述

本章の内容

経営者による説明及び関連する財務諸表の識別

経営者による説明の承認

準拠の旨の記述

経営者による説明及び関連する財務諸表の識別

- 2.1 企業は、**経営者による説明**を単独の報告書として提供する場合もあれば、他の情報とともにより大きな報告書の一部として提供する場合もある。企業は経営者による説明を明確に識別し、同じ報告書又は企業が公表する他の報告書で提供される他の情報と区別しなければならない。
- 2.2 経営者による説明は、関連する財務諸表を識別しなければならない。経営者による説明が、関連する財務諸表と同じ報告書の一部ではない場合には、当該財務諸表にアクセスする方法を説明しなければならない。関連する財務諸表が **IFRS** 基準に従って作成されていない場合には、経営者による説明は当該財務諸表が作成されている基礎を開示しなければならない。
- 2.3 経営者による説明は、経営者による説明及び関連する財務諸表が対象としている**報告期間**を識別しなければならない。

注釈

経営者による説明は、関連する財務諸表と同じ期間を対象とする。

経営者による説明の承認

- 2.4 企業は経営者による説明の公表が承認された日を記述し、その承認を与えた機関又は個人を識別しなければならない。

準拠の旨の記述

- 2.5 本実務記述書 [案] の要求事項のすべてに準拠している経営者による説明には、準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。
- 2.6 本実務記述書 [案] の要求事項の一部（しかし全部ではない）に準拠している経営者による説明には、準拠の旨の記述を含めることができる。しかし、その記述は限定付きとしなければならない。本実務記述書 [案] の要求事項からの離脱を識別し、当該離脱の理由を示す。

第3章 — 経営者による説明の目的

本章の内容

経営者による説明の目的

補強的な説明

財務諸表の補完

投資者及び債権者の情報ニーズへの焦点

将来キャッシュ・フロー及び価値創出

長期的な時間軸

重要性がある情報

経営者の視点

経営者による説明の目的

3.1 企業の**経営者による説明**は、次のような情報を提供しなければならない。

- (a) 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての**投資者及び債権者**の理解を高める。
- (b) すべての時間軸（長期を含む）にわたり企業が**価値を創出**しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する。

リンク
経営者による説明が目的を満たすことができるのは、関連する財務諸表が、経営者による説明が利用可能である場合にはいつでも、同じ条件で利用可能である場合のみである。2.2 項は、財務諸表が経営者による説明と同じ報告書の一部ではない場合に、財務諸表にアクセスする方法を経営者による説明が説明することを要求している。

3.2 3.1 項で要求している情報は、**重要性がある**場合には提供しなければならない。経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性がある。

3.3 経営者による説明における情報は、次のいずれかについての投資者及び債権者の評価に影響を与えることによって、投資者及び債権者の意思決定に影響を与える。

- (a) 将来キャッシュ・フローについての企業の見通し
- (b) 企業の資源についての経営者の受託責任 — 経営者が企業の資源をどれだけ効率的かつ効果的に使用し保護したか

注釈
<p>投資者及び債権者が経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定には、企業の資本性金融商品又は負債性金融商品の購入、売却若しくは保有、企業への資源の提供、又は企業の経営者の行動についての投票権の行使が含まれる。</p>

- 3.4 その目的を満たすため、経営者による説明は、Part B に示した開示目的を満たすために必要で、かつ、第13章で要求する属性を有する情報を提供しなければならない。

補強的な説明

財務諸表の補完

- 3.5 企業の経営者による説明は、企業の財務諸表における情報を補完する情報を提供し、それにより当該財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。
- 3.6 経営者による説明は、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来において影響を与え得る可能性のある諸要因を説明する。したがって、経営者による説明には、財務諸表に含まれるものよりも多くの検討、分析、**将来予測的情報**及び非財務情報が含まれる。

投資者及び債権者の情報ニーズへの焦点

- 3.7 企業の経営者による説明は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者（投資者及び債権者）のために作成される。これらの投資者及び債権者は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有していると仮定できる。しかし、企業の特定の事業及び活動についての知識は有していない可能性がある。
- 3.8 経営者による説明の目的は、投資者及び債権者の情報ニーズに焦点を当てている。その他の関係者（例えば、企業の従業員、政府機関又は一般大衆）も経営者による説明を有用と考える可能性がある。しかし、そうした他の関係者には追加的な情報ニーズがある可能性があり、そうしたニーズを満たすことは経営者による説明の目的ではない。
- 3.9 目的は、投資者及び債権者の共通の情報ニーズを満たす情報を提供することであり、特定の投資者又は債権者に特有の特殊化された情報ニーズを満たすことではない。

注釈
<p>投資者及び債権者はさまざまな情報ニーズを有しており、一般目的財務報告書は、それらのニーズのすべてを満たすことはできない。</p>

経営者による説明

将来キャッシュ・フロー及び価値創出

将来キャッシュ・フローの見通し

3.10 企業の経営者による説明は、投資者及び債権者が将来キャッシュ・フローについての企業の見通しを評価するのに役立つ情報を提供する。評価を行うにあたり、投資者及び債権者は、企業の将来キャッシュ・フローの現在価値を見積る。この見積りは、正味キャッシュ・インフローが、当該キャッシュ・フローが発生する前に経過する期間（貨幣の時間価値）と当該キャッシュ・フローの金額及び時期の不確実性（リスク）の両方について十分に補償するリターンを企業に提供するかどうかの評価を伴う。その評価を裏付けるため、経営者による説明は、投資者及び債権者が次のことを理解するのに役立つ情報を提供する。

- (a) 企業の将来キャッシュ・フローの金額及び時期に影響を与える可能性のある要因
- (b) 当該キャッシュ・フローの金額又は時期の不確実性に影響を与える要因

注釈
将来キャッシュ・フローについての企業の見通しを評価するにあたり、投資者及び債権者は、すべてのキャッシュ・フローを、当該資金が投資者及び債権者に（例えば、配当又は利息として）支払われるのか企業の事業の中で維持されるのかに関係なく、考慮する。

価値を創出する能力

3.11 本実務記述書〔案〕において、「価値を創出する能力」とは、企業が自らのために、したがって投資者及び債権者のために、価値を創出し又は維持する能力を指す。一部の人は、企業が自らのために創出する価値を「企業価値」と呼んでいる。

3.12 企業の活動は、企業の将来キャッシュ・フローの現在価値を増大させるか又は維持する場合には、価値を創出する。逆に、企業の将来キャッシュ・フローの正味現在価値を減少させる場合には、企業の活動は価値を毀損する。

注釈
(a) 価値を創出することは、キャッシュ・フローを生み出すことの前兆である。価値を創出することができる活動には、ノウハウへの投資、顧客基盤の拡大又は生産能力の増大が含まれる。これらの活動は、短期的には正味のキャッシュ・アウトフローを必要とする場合があるが、長期的には将来キャッシュ・フローについての企業の見通しを増大させる可能性がある。
(b) 逆に、一部の活動は短期的にはキャッシュ・インフローを増加させるが長期的には価値を毀損する場合がある。例えば、企業の評判を損なう方法で商品を生産することは、短期的には売上を増加させる場合があるが、長期的には企業の販売見通しを損なう可能性がある。

- 3.13 本実務記述書 [案] において、「価値」とは、企業が自らのために、したがって投資者及び債権者のために、創出する価値を指す。この用語は、企業が他の関係者（例えば、顧客、仕入先、従業員又は社会全般）のために創出又は毀損する価値を指すものではない。しかし、企業の活動が他の関係者に与える影響が、企業が自らのために価値を創出する能力に影響を与える可能性がある場合には、経営者による説明には、当該影響に関する重要性がある情報が含まれる。

長期的な時間軸

- 3.14 将来キャッシュ・フローについての企業の見通しを評価するにあたり、投資者及び債権者は、選択した予測期間にわたり企業が生み出すと彼らが見積るキャッシュ・フローの現在価値と、当該期間の後に企業が無期限に生み出すと彼らが見積るキャッシュ・フローの現在価値（ターミナル・バリュー）の両方を考慮する。したがって、投資者及び債権者は、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力にすべての時間軸（長期を含む）にわたり影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する情報を必要とする。

注釈
経営者による説明において提供される情報は、複数の時間軸にわたる事象に関連している場合がある。本実務記述書 [案] は、そのような情報を時間軸ごとに分解することを要求していない。また、経営者が例えば、短期、中期又は長期と呼ぶことを選択する可能性のある期間の時間的尺度も定めていない。

重要性がある情報

- 3.15 目的を満たすため、経営者による説明は、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える諸要因に関する重要性がある情報を提供する。
- 3.16 当該情報の多くは**主要事項**（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である事項）に関連している可能性が高い。したがって、本実務記述書 [案] の Part B は、経営者による説明は主要事項に焦点を当てるという要求事項を含んでいる。
- 3.17 しかし、重要性がある情報が必ずしも主要事項に関連するわけではない。重要性がある情報は、たとえ主要事項に関連しない場合でも、経営者による説明に含められる。

リンク
(a) 4.7 項から 4.14 項は、主要事項の種類を記述し、主要事項の識別に関するガイダンスを提供している。第 5 章から第 10 章は、考えられる主要事項の例を示している。
(b) 第 12 章は、重要性がある情報の識別に関するガイダンスを提供している。

経営者による説明

経営者の視点

- 3.18 企業の経営者による説明は、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えたか、又は将来において企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の視点を提供する。
- (a) 経営者による説明における情報は、経営者が使用する情報（例えば、企業の業績及び状態の諸側面をモニターするために経営者が使用している**指標**）から得られる。
 - (b) 経営者による説明は、経営者が識別した主要事項に焦点を当て、経営者は自らの判断を適用してこれらの事項に関して投資者及び債権者にとって重要性がある情報を識別する。
 - (c) ある事項の原因又は影響に関して提供される洞察は、これらの原因又は影響についての経営者の見解を反映する。
- 3.19 経営者の視点を提供することによって、経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が将来キャッシュ・フローについての企業の見通しと企業の資源についての経営者の受託責任の両方を評価するのに役立つ。

PART B — 内容領域

第 4 章 — Part B へのイントロダクション

本章の内容

内容領域

開示目的

主要事項

指標

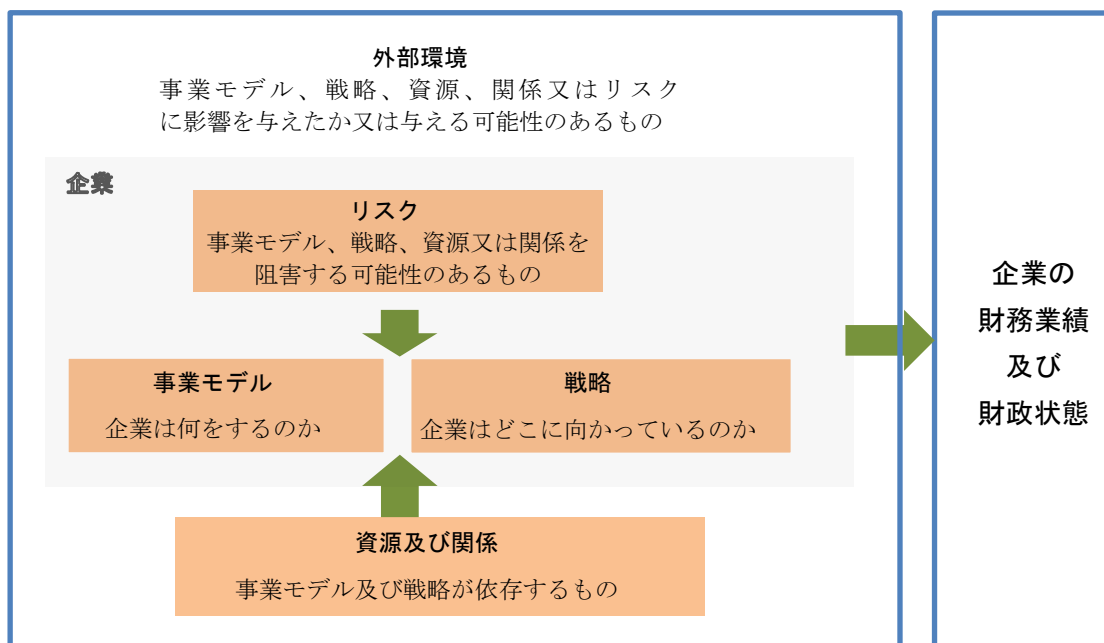
長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG
事項に関する情報

内容領域

- 4.1 第 5 章から第 10 章は、**経営者による説明**に含めるべき 6 つの内容領域を定めている。
- (a) 企業の事業モデル—企業がどのように**価値を創出し**キャッシュ・フローを生み出すのか
 - (b) 当該事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略（経営者が追求することを選択した機会を含む）
 - (c) 事業モデル及び戦略が依存している資源及び関係（企業の財務諸表において資産として**認識**されていない資源を含む）
 - (d) 事業モデル、戦略、資源又は関係を阻害する可能性のあるリスク
 - (e) 事業モデル、戦略、資源、関係又はリスクに影響を与えたか又は影響を与える可能性のある外部環境における諸要因及びトレンド
 - (f) 企業の財務業績及び財政状態—他の内容領域に関して議論している事項によって、それらがどのように影響を受けたのか又は将来において影響を受ける可能性があるのかを含む

4.2 図1は、6つの内容領域の関係を説明している。

図1 — 経営者による説明における6つの内容領域の関係



開示目的

4.3 第5章から第10章は、経営者による説明が各内容領域について定められている開示目的を満たす情報を提供することを要求している。各章における開示目的は、次のもので構成されている。

- (a) 主たる目的—当該内容領域についての**投資者及び債権者**の全体的な情報ニーズを記述
- (b) 評価目的—当該内容領域について提供される情報に依拠する評価を記述
- (c) 具体的目的—当該内容領域についての**投資者及び債権者**の詳細な情報ニーズを記述

4.4 内容領域についての開示目的を満たすために必要とされる情報を識別するため、経営者は次のことを行う。

- (a) 具体的目的を満たすために必要とされる情報を識別する。
- (b) 当該情報が、評価目的において記述されている評価の十分な基礎を提供するかどうかを評価する。十分な基礎を提供しない場合には、経営者は評価目的を満たすために必要とされる追加的な情報を識別する。
- (c) 具体的目的及び評価目的を満たすために必要とされる情報が、主たる目的を満たすために十分かどうかを評価する。当該情報が不十分である場合には、経営者は主たる目的を満たすために必要とされる追加的な情報を識別する。

経営者による説明

- 4.5 経営者は、内容領域についての開示目的を満たすために必要とされる情報が、3.1 項で示した経営者による説明の目的を満たすために十分であるかどうかを評価する。当該情報が不十分である場合には、経営者は当該目的を満たすために必要とされる追加的な情報を識別する。

注釈
(a) 内容領域は相互に関連している。ある領域についての開示目的を満たすのに役立つために提供される情報が、他の領域についての開示目的を満たすことにも役立つ場合がある。例えば、ある資源（例えば、商品）に対する企業の依存度の分析は、当該資源に関するリスク（例えば、商品価格のボラティリティ）に対する企業のエクスポージャーを投資者及び債権者が理解するのに役立つ可能性がある。情報は、経営者による説明のいくつかのセクションで重複させなくとも、複数の開示目的を満たすのに役立つ可能性がある。
(b) 経営者は、開示目的を満たすために要求される情報の選択、構成及び表示の方法を決定するにあたり、Part C における要求事項及びガイダンスを適用する。経営者は本実務記述書 [案] で使用している構成及び見出しを使用することができる。しかし、そうすることを要求はされない。

- 4.6 第 11 章は、すべての内容領域についての開示目的を並べて示している。

主要事項

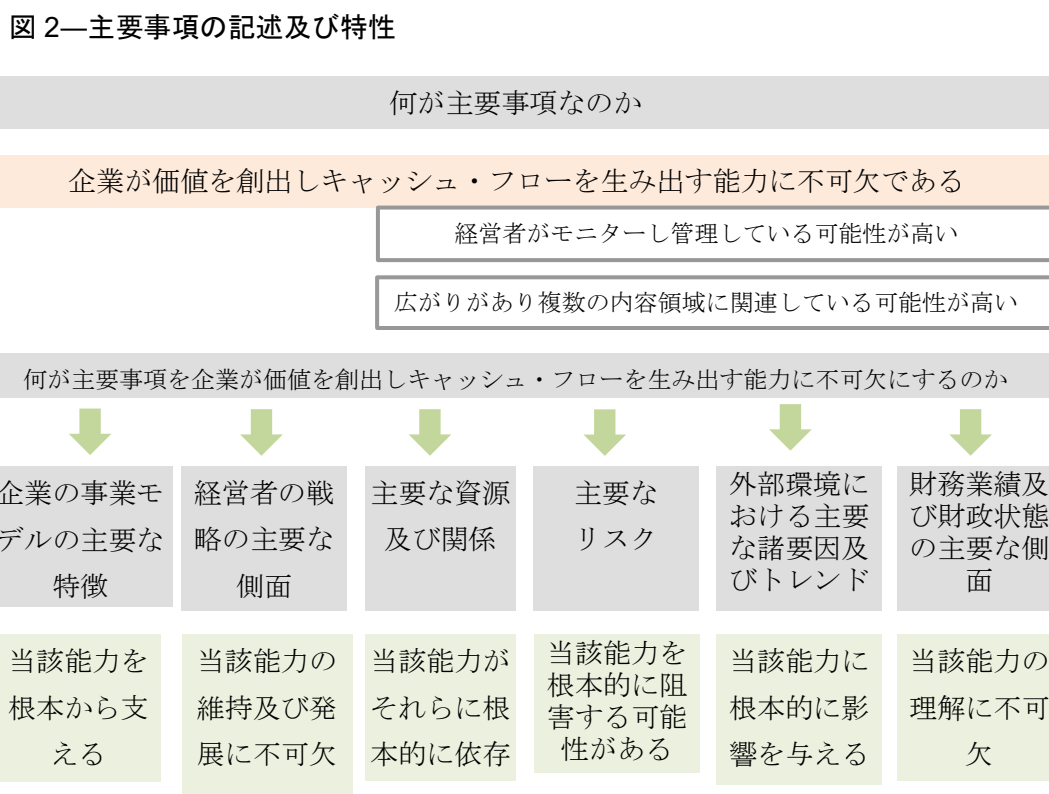
- 4.7 第 5 章から第 10 章は、経営者による説明が次の**主要事項**（企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に不可欠な事項）に焦点を当てることを要求している。
- (a) 企業の事業モデルの主要な特徴—当該能力を根本から支えるもの
 - (b) 経営者の戦略の主要な側面—当該能力の維持及び開発に不可欠なもの
 - (c) 主要な資源及び関係—当該能力が根本的に依存するもの
 - (d) 主要なリスク—当該能力を根本的に阻害するもの
 - (e) 外部環境における主要な諸要因及びトレンド—当該能力に根本的に影響を与えたか又は根本的に影響を与える可能性のあるもの
 - (f) 企業の財務業績及び財政状態の主要な側面—当該能力の理解に不可欠であるもの
- 4.8 主要事項は企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠であるので、投資者及び債権者にとって**重要性がある**情報の多くは、主要事項に関するものである可能性が高い。

リンク
主要事項に関する重要性がある情報を識別するにあたり、経営者は第 12 章におけるガイダンスを適用する。

- 4.9 主要事項を識別するには、経営者が判断を適用することが必要となる。主要事項は企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠であるので、経営者がモニターし管理している事項である可能性が高い。
- 4.10 ある事項が主要である可能性があるという他の兆候には、当該事項について次のことが行われたことが含まれる。
- (a) 企業の取締役会又は他の統治機関と議論された。
 - (b) 企業の資本市場とのコミュニケーション（例えば、投資者及び債権者へのプレゼンテーション）において議論された。
 - (c) 企業の顧客、仕入先、従業員又は他の利害関係者によって提起された。
- 4.11 主要事項は広がりのあるものである可能性が高く、複数の内容領域に関連している可能性が高い。

例示
競争上の優位が企業の事業モデルの主要な特徴である場合には、その競争上の優位を維持するための経営者の計画は、企業の事業モデルの維持及び発展のための戦略の主要な側面である可能性が高い。その競争上の優位を大幅に損なう可能性のある事象又は状況のリスクは、主要なリスクである可能性が高い。

- 4.12 図2は、主要事項の記述及び特性の概要を示している。



経営者による説明

- 4.13 主要事項は企業に固有のものである。いくつかの事項は、投資者及び債権者が、企業が営業している業種又は法域で営業している企業にとって主要であると一般的に予想するものであっても、企業にとって主要ではない場合がある。そのような場合、経営者は当該事項に関する何らかの情報に重要性があるかどうかを検討する。重要性がある情報には、当該事項が企業にとって主要ではない理由の説明が含まれる可能性が高い。

例示

ある企業は、製品を製造している。経営者は、投資者及び債権者が、この種の製品の製造業者についての主要なリスクには、希少な商品の価格の変動に対するエクスポージャーが含まれると一般的に予想することを知っている。経営者は、そのような変動は当該企業にとっては主要なリスクではないと結論を下した。経営者による説明は、当該結論を説明し、その説明を裏付けるためのデータを提供する。

- 4.14 第 5 章から第 10 章は、考えられる主要事項の例を示している。

指標

- 4.15 各内容領域について、重要性がある情報には、経営者が主要事項をモニターし当該事項の管理における進捗度を測定するために使用している**指標**が含まれる可能性が高い。第 5 章から第 10 章は、そうした指標の例を示している。

リンク

第 14 章は、経営者による説明において報告される指標に適用される要求事項を示している。

長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項に関する情報

- 4.16 投資者及び債権者は、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項に関する情報に特に関心がある。そうした事項には、企業の無形の資源及び関係（企業の財務諸表において資産として認識されていない資源を含む）並びに環境・社会・ガバナンス（ESG）事項に関する事項が含まれる可能性がある。
- 4.17 経営者による説明は、そうした事項に関する重要性がある企業固有の情報を、第 3 章で示した全体的な目的及び第 5 章から第 10 章で示す開示目的を満たすために提供する。

リンク

付録 B は、本実務記述書 [案] における要求事項及びガイダンスのうち、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、企業の無形の資源及び関係並びに ESG 事項に関してどのような情報を提供する必要があるのかを決定するにあたり考慮することが必要となる可能性が高いものの概要を示している。

第5章 — 事業モデル

本章の内容

開示目的

企業の事業モデルの主要な特徴

指標

はじめに

- 5.1 企業の事業モデルは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すプロセス（長期を含む）の統合されたセットである。企業の事業モデルに関する情報は、**経営者による説明**における他の情報及び関連する財務諸表における情報を理解するための文脈を提供する。
- 5.2 企業の事業モデルは、事実に関する事項であり、企業の行動を通じて観察可能である。
- 5.3 企業は複数の事業モデルを有している場合や、単一の事業モデルの中でさまざまな営業を有している場合がある。

例示

- (a) 経営者は、垂直統合された企業が単一の事業モデルを有しているものと見る場合がある。その場合、経営者による説明は、営業を当該モデルの中で記述し、それらの営業とそれらの統合から得られるシナジーとの間の依存関係を説明する。
- (b) 経営者は、コングロマリットをいくつかの事業モデルを有するものと見る場合がある。本社の事業モデル（事業単位の取得、維持、発展及び処分）及びコングロマリットの中の主要な事業単位の事業モデルである。当該企業についての経営者による説明は、それぞれの事業モデルに関する情報を提供することになる。

- 5.4 企業の事業モデルは、経営者が内部及び外部の諸要因及びトレンドに対応するにつれて進化する可能性がある。経営者による説明は、**当報告期間**において営業を行なった企業の事業モデルに関する情報を提供し、当該モデルが前報告期間以降に変化したかどうか、どのように変化したのか及び変化した理由を説明する。

リンク

第6章では、企業の事業モデルを将来的に維持及び発展させるための経営者の目的及び計画に関する情報（経営者が追求することを選択した機会に関する情報を含む）に適用される要求事項を示している。

経営者による説明

開示目的

- 5.5 経営者による説明は、企業の事業モデルがどのように価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すのかを**投資者及び債権者**が理解できるようにする情報を提供しなければならない。

注釈
企業が複数の事業モデルを有している場合には、経営者による説明はそれぞれの事業モデルに関する情報を提供する。企業が単一の事業モデルの中でさまざまな事業を有している場合には、経営者による説明は、それらの営業のそれぞれに関する情報を提供し、それらの相互関係を説明する。経営者による説明は、企業の事業モデルに関する情報を、投資者及び債権者が当該情報を企業の財務諸表における事業セグメントに関する情報と関連付けることを可能にする方法で提供する。

- 5.6 経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない。
- (a) 企業の事業モデルが価値の創出及びキャッシュ・フローの生成において、どれだけ有効であるか
 - (b) 企業の事業モデルはどれだけ拡張可能性及び適応可能性があるのか
 - (c) 企業の事業モデルはどれだけ弾力性及び永続性があるのか

注釈
企業の事業モデルの拡張可能性とは、成長に対応する能力を指し、適応可能性とは、新しい状況に対応して変化する能力を指す。弾力性とは、事業モデルが衝撃又は困難な状況に耐えるか又はそこから回復する能力を指し、永続性とは、長期において有効性を保つ能力を指す。

- 5.7 企業の事業モデルに関する情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにしなければならない。
- (a) 企業の営業の範囲、性質及び規模
 - (b) 企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクル

注釈
企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクルは、企業が営業へのインプットを入手し、当該インプットをアウトプットに変換し、当該アウトプットを販売し、それらを顧客に引き渡して資金を回収する統合化されたプロセスを伴う。

- (c) 企業の活動の環境及び社会への影響（それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は影響を与える可能性がある場合）

注釈
<p>企業の活動の環境及び社会への影響には、自然環境、企業が営業している地域の経済、人々の集団又は社会全般に対する影響が含まれる可能性がある。そうした環境又は社会への影響の一部は、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性がある。例えば、将来の規制行動又は社会的圧力が、自然環境に悪影響を与える企業の活動を縮小させたり、企業に追加的なコストを課したりする可能性がある。</p>

リンク
<p>第9章は、外部環境における諸要因及びトレンドが企業に与える影響又は潜在的影響に関する情報に適用される要求事項を示している。そうした影響には、自然環境における諸要因及びトレンドが企業に与える影響又は潜在的影響（例えば、気候変動や気候関連の規制の影響）や、社会情勢における諸要因及びトレンドの影響又は潜在的影響（例えば、企業の人的資源の実務への焦点の増大）が含まれる可能性がある。</p>

- (d) 企業の事業モデルの管理における進捗度

企業の事業モデルの主要な特徴

- 5.8 経営者による説明は、企業の事業モデルの主要な特徴に焦点を当てなければならない。主要な特徴とは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を根本から支える特徴である。
- 5.9 経営者が主要なものとして識別する企業の事業モデルの特徴には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 顧客に対する企業の価値の提案を支える特徴—例えば、製品開発（企業の製品基盤の頻繁な更新に依拠する事業モデルの主要な特徴となり得る）や販売後のサービスの質（顧客維持に依拠する事業モデルの主要な特徴となり得る）
 - (b) 企業の製品又はサービスを差別化して企業に競争上の優位を提供している特徴—例えば、個々の顧客のニーズを満たすために適応したテクノロジー
 - (c) 報告期間中に変更された特徴又は企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を維持するために変更する必要がある特徴（例えば、近いうちに施行される環境規制を遵守するために変更されたか又は変更する必要があるプロセスなど）

経営者による説明

- (d) 企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に関して不確実性を生じさせる可能性のある特徴—例えば、単一の仕入先又は単一の顧客への依存

注釈
経営者による説明は、企業の事業モデルに関する情報を、投資者及び債権者が当該情報を経営者による説明における他の情報及び企業の財務諸表における情報に関連付けることを可能にする方法で提供する。

指 標

- 5.10 企業の事業モデルに関する**重要性がある**情報は、経営者が当該モデルの主要な特徴をモニターし当該特徴の管理における進捗度を測定するために使用している**指標**を含んでいる可能性が高い。そうした指標は、次のものに係る測定値を含んでいる可能性がある。
- (a) 企業の営業の規模—例えば、生産能力又は生産量
 - (b) 当該営業に要するインプット—例えば、使用されている原材料の量
 - (c) 企業の活動の環境又は社会への影響—例えば、温室効果ガスの排出
 - (d) 企業の活動の環境又は社会への影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に与える影響—例えば、ブランド評判スコア

重要性がある可能性のある情報の例

- 5.11 第 15 章は、企業及び企業の状況によっては重要性がある可能性のある、企業の事業モデルに関する情報の例を示している。

第6章 — 戦略

本章の内容

開示目的

経営者の戦略の主要な側面

指標

はじめに

6.1 投資者及び債権者は、企業の事業モデルだけでなく、当該モデルの短期、中期及び長期における維持及び発展のための経営者の戦略に関する情報を必要としている。そのような戦略には、次のものが含まれる可能性がある。

(a) 企業にとっての方向性（長期を含む）を示す目標—例えば、独特の競争上の地位を作り出すこと、品質についての評判を確立すること、又は新規の分野における専門性を開発するという目標

(b) 当該目標に向けての道筋におけるマイルストーン

(c) 当該マイルストーンへの到達及び目標の達成のための計画

6.2 戦略は、**経営者による説明**において議論している他の**主要事項**に関連している場合がある。例えば、新たに生じているリスク、企業の規制環境における進展、又は新たな資源を開発する機会に関連する場合がある。

6.3 戦略は、その性質上、将来予測的である。しかし、当該戦略の実行における過去の進捗状況に関する情報、又は当該戦略がどのように変化したか及びその理由に関する情報は、経営者が将来において目標を達成する可能性がどの程度高いのかを評価する上で有用である。

開示目的

6.4 経営者による説明は、企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を投資者及び債権者が理解できるようにする情報を提供しなければならない。

注釈
経営者による説明は、長期を含むすべての時間軸にわたる戦略に関する情報を提供する。例えば、経営者による説明は、経営者の長期的な目標、当該目標に向けての道筋における中期的なマイルストーン及び当該マイルストーンの達成のための短期的な計画について議論する場合がある。

経営者による説明

6.5 経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない。

(a) 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力の維持及び発展において、戦略がどのくらい有効となる可能性が高いのか

(b) 経営者が戦略を実行する能力

6.6 企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略に関する情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにするものでなければならない。

(a) 戦略のドライバー（推進要因）（経営者が追求することを選択した機会を含む）

注釈
企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略のドライバーには、例えば、次のものが含まれる可能性がある。(i) 企業の記述した目的、(ii) 経営者が短期、中期又は長期において追求することを選択した機会（例えば、競争上の優位の活用若しくはコストの節減のための短期的な機会、又は変化する顧客ニーズ若しくは外部環境の他の変化から生じる長期的な機会）、(iii) リスク（例えば、企業の市場での地位に対して新たに生じている競争上の脅威、又は資源の利用可能性若しくは資源への企業のアクセスを制約する可能性のある諸要因）、(iv) 過去の期間に示した戦略の実行における成功及び失敗。

(b) 当該戦略の目標

(c) 当該目標への道筋におけるマイルストーン

(d) 当該マイルストーンへの到達及び目標の達成のための計画

(e) 当該戦略を実行するために必要となる財務的資源、及び財務的資源の配分に対する経営者のアプローチ

(f) 当該戦略の実行における進捗度

リンク
開示目的を満たすために必要とされる、財務的資源の必要性及び配分に関する情報の一部が、企業が公表する他の報告書（例えば、関連する財務諸表）において入手可能である場合がある。当該情報は、当該他の報告書への相互参照によって経営者による説明に含めることができる。13.19項から13.21項参照。

経営者の戦略の主要な側面

6.7 経営者による説明は、戦略の主要な側面に焦点を当てなければならない。主要な側面とは、企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）の維持及び発展に不可欠である側面である。

- 6.8 経営者が主要であると識別する戦略の側面には、次のことに関するものが含まれる可能性がある。
- (a) 企業の記述した目的の履行
 - (b) 企業の事業モデルの特徴の強化
 - (c) 資源若しくは関係への企業のアクセスの維持若しくは強化、又は当該資源若しくは関係の質の維持又は強化
 - (d) リスクに対する企業のエクスポージャーの削減
 - (e) 機会の追求
 - (f) 企業の外部環境における要因又はトレンドへの対応

指標

- 6.9 企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略に関する**重要性がある**情報は、経営者が当該戦略の主要な側面をモニターし、当該戦略の実行における進捗度を測定するために使用している**指標**を含んでいる可能性が高い。そうした指標は、次のものに係る測定値を含んでいる可能性がある。
- (a) 長期的な目標に向けての進捗度—例えば、市場占有率の統計値又はブランドのレピュテーション・スコア
 - (b) マイルストーンに向けての進捗度—例えば、製品の品質の測定値又は顧客維持の統計値
 - (c) 財務的資源の配分—例えば、研究開発に投資した金額

重要性がある可能性のある情報の例

- 6.10 第15章は、企業及び企業の状況によっては重要性がある可能性のある、経営者の戦略に関する情報の例を示している。

第7章 — 資源及び関係

本章の内容

開示目的

主要な資源及び関係

指標

はじめに

- 7.1 企業の事業モデルの運用並びに当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略の実行は、企業の資源及び関係に依存する。
- 7.2 企業の資源の例として、次のものがある。
- (a) 営業拠点及び他のインフラストラクチャー
 - (b) 未採掘又は未収穫の天然資源に対する権利
 - (c) 原材料、二次材料又は商品
 - (d) 無形の資源（ノウハウ若しくは他の知的資本、顧客情報、ブランド又は評判）
 - (e) 人的資源
 - (f) 現金及び他の財務的資源
- 7.3 資源には、企業の財務諸表において資産として認識されているものが含まれるが、それらには限定されない。

例示
資源には、IFRS 基準において企業の財務諸表における資産としての認識の要件を満たさない内部で創出した無形の資源が含まれる。

- 7.4 企業の関係の例として、次のものがある。
- (a) 企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクルに直接関与している者（例えば、仕入先、従業員、請負業者、販売業者、顧客及び資本提供者）との関係
 - (b) より幅広い関係—例えば、政府、規制当局、非政府組織又は地域コミュニティとの関係

開示目的

- 7.5 経営者による説明は、企業の事業モデル並びに当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略が依存している資源及び関係を投資者及び債権者が理解できるようにする情報

を提供しなければならない。

7.6 経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない。

- (a) 事業モデル及び経営者の戦略が、特定の資源及び関係に依存している程度
- (b) 企業が事業モデル及び経営者の戦略が依存している資源を入手し関係を維持する能力

7.7 企業の資源及び関係に関する情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにしなければならない。

- (a) 企業の資源及び関係の性質並びに企業がそれらをどのように活用しているか
- (b) 企業はどのようにして資源を入手し関係を維持しているか
- (c) 将来（長期を含む）における資源及び関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある要因
- (d) 資源及び関係の管理における進捗度

注釈

企業の資源及び関係の管理には、当該資源及び関係の獲得及び維持のほか、企業のニーズが進化するにつれてそれらの開発、強化及び取替えが含まれる。

主要な資源及び関係

7.8 経営者による説明は、企業の主要な資源及び関係に焦点を当てなければならない。主要な資源及び関係とは、企業が**価値を創出し**キャッシュ・フローを生み出す能力が根本的に依存している資源及び関係である。

7.9 経営者が主要であると識別する資源又は関係には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 企業に競争上の優位を提供する資源（例えば、専門家である従業員のグループ、独特のノウハウ又は独占的な権利）
- (b) 容易には代替できない資源へのアクセスを企業に提供する関係（例えば、関連当事者又は独占的な仕入先との関係）
- (c) 企業にリスクの集中を生じさせる資源又は関係（例えば、ある地域からしか調達できない原材料、実現可能な代替案がないか又は企業が少数の仕入先に依存している製造部品、あるいは環境の変化によって利用可能性が制限されている資源）

7.10 主要な資源又は関係は、必ずしも単一の項目又は1つの他者との関係ではない。労働力のような種類の資源若しくは関係、又はある種類の中での区分（労働力の中の専門的技

経営者による説明

能を有する従業員のグループなど)である場合がある。資源又は関係のある区分のみが主要である場合には、経営者による説明は、その種類の全体ではなく、当該区分に焦点を当てる。

指 標

- 7.11 企業の資源及び関係に関する**重要性がある**情報は、経営者が主要な資源及び関係をモニターし当該資源及び関係の管理における進捗度を測定するために使用している**指標**を含んでいる可能性が高い。そうした指標は、次のものに係る測定値を含んでいる可能性がある。
- (a) 当報告期間において使用した資源の数量、又はその使用の規模（例えば、天然資源の消費率）
 - (b) 当報告期間の末日現在で残っている資源の数量（例えば、石油又は鉱物資源）
 - (c) 企業が資源又は関係を活用した有効性（次のものが含まれる可能性がある）
 - (i) 利用の測定値（例えば、ホテル客室の使用率）
 - (ii) 生産性の測定値（例えば、床面積当たりの店舗収益）
 - (d) 関係の強さ（例えば、顧客維持の統計値又は従業員エンゲージメント診断スコア）
 - (e) 資源の拡充又は関係の発展における進捗度（例えば、新薬又は新技術の規制上の承認や、顧客数又は顧客満足度スコアの成長）

重要性がある可能性のある情報の例

- 7.12 第 15 章は、企業及び企業の状況によっては重要性がある可能性のある、企業の資源及び関係に関する情報の例を示している。

第8章 — リスク

本章の内容

開示目的

主要なリスク

指標

はじめに

- 8.1 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を得るため、投資者及び債権者は、短期、中期又は長期において、企業の事業モデル、当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略、又は企業の資源及び関係を阻害する可能性のある事象又は状況のリスクを理解する必要がある。

リンク
6.6 項は、経営者による説明が、企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を導いた機会を投資者及び債権者が理解できるようにする情報を提供することを要求している。

- 8.2 そうしたリスクの源泉は、外部的なもの（例えば、政治の不安定）である場合もあれば、内部的なもの（例えば、事業プロセスの失敗又は戦略の変更の意図しない帰結）である場合もある。リスクの源泉は、一時的な事象、徐々に変化する状況、又は全部が発生したならば混乱を生じさせるような事象又は状況のグループである場合がある。

開示目的

- 8.3 経営者による説明は、次のことを阻害する可能性のある事象又は状況のリスクを投資者及び債権者が理解できるようにする情報を提供しなければならない。
- (a) 企業の事業モデル
 - (b) 当該モデルの維持又は発展のための経営者の戦略
 - (c) 企業の資源又は関係
- 8.4 経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない。
- (a) リスクに対する企業のエクスポージャーの程度
 - (b) 経営者がリスクに対する企業のエクスポージャーをどれだけ有効にモニターし管理しているか

経営者による説明

注釈

リスクに対する企業のエクスポージャーの程度とは、将来の混乱の確率及び当該混乱が企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に与える潜在的な影響を指す。

- 8.5 リスクに関する情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにしなければならない。
- (a) 企業が晒されているリスクの性質
 - (b) 当該リスクに対する企業のエクスポージャー
 - (c) 経営者が当該リスクをどのように管理しモニターしているか
 - (d) 混乱が生じた場合、経営者はどのようにその混乱を軽減させるのか
 - (e) リスクの管理における進捗度

リンク

開示目的を満たすために必要とされるリスクに関する情報の一部が、企業が公表している他の報告書（関連する財務諸表又はコーポレート・ガバナンス報告書など）で利用可能である場合がある。当該情報は、経営者による説明の中で直接含めずに他の報告書への相互参照によって経営者による説明に含めることが、経営者による説明の明瞭性を低下させない場合には、その方法で含めることができる。13.19 項から 13.21 項参照。

主要なリスク

- 8.6 経営者による説明は、企業が晒されている主要なリスクに焦点を当てなければならない。主要なリスクとは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）を根本的に阻害する可能性のある事象又は状況のリスクである。
- 8.7 経営者が主要であると識別するリスクには、短期、中期又は長期において次のような結果が生じる可能性のある事象又は状況のリスクが含まれる可能性がある。
- (a) 企業の事業モデルを根本的に阻害する（例えば、企業が競争上の優位を失う結果となる）
 - (b) 事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を根本的に阻害する（例えば、企業が目的を果たすことを妨げる）
 - (c) 資源又は関係を根本的に阻害する（例えば、不可欠な部品についての企業のサプライチェーンを混乱させたり、企業の評判を損なわせたりする）

(d) 企業の存在を脅かす（例えば、企業の製品群に対する需要の永続的な崩壊を生じさせる）

8.8 リスクが根本的な混乱を生じさせる可能性がある場合には、当該リスクは、たとえ混乱の可能性が低い場合や混乱が長期的にしか生じ得ない場合であっても、主要なリスクである可能性がある。

リンク
12.8 項は、結果が不確実な考えられる将来事象に関する情報に 重要性がある かどうかを評価するにあたり経営者が考慮する必要のある諸要因について論じている。

8.9 国内の法令が、特定のリスクに関する情報を、当該リスクが企業にとって主要なリスクであるかどうかに関係なく、また、それらに関する情報に重要性があるかどうかに関係なく、経営者による説明に含めることを要求している場合がある。13.18 項は、経営者による説明に含める重要性がない情報は、重要性がある情報を覆い隠すことを避ける方法で提供することを要求している。この要求を満たすため、主要なリスクに関する重要性がある情報は、目立つようにし、国内の法令を満たすために提供している他のリスクに関する重要性がない情報と区別できるようにする必要がある。

指 標

8.10 リスクに関する重要性がある情報は、経営者が主要なリスクをモニターしそれらの管理における進捗度を測定するために使用している**指標**を含んでいる可能性が高い。そうした指標は、次のものに係る測定値を含んでいる可能性がある。

- (a) リスクに対する企業のエクスポージャー（例えば、ある原材料への依存度）
- (b) リスクに対する企業のエクスポージャーを低減させるための企業の行動の有効性（例えば、セーフティ・インシデントの件数）
- (c) 潜在的な混乱の影響を軽減するための経営者の計画（例えば、保有している予備在庫の数量）

重要性がある可能性のある情報の例

8.11 第 15 章は、企業及び企業の状況によっては重要性がある可能性のあるリスクに関する情報の例を示している。

第9章 — 外部環境

本章の内容

開示目的

企業の外部環境における主要な諸要因及びトレンド

指標

はじめに

9.1 企業の外部環境は、次のものを含む。

- (a) 直接的な環境、すなわち、企業が顧客、仕入先及び競合他社と互いに影響しあう業界及び市場
- (b) より幅広い環境（法的環境、規制環境及び経済環境、政治的、技術的、社会的及び文化的な状況、並びに自然環境を含む）

9.2 企業は、外部環境における諸要因（例えば、競争上の脅威の存在）及びこれらの要因におけるトレンド（例えば、顧客の嗜好の新たに生じている変化）の影響を受ける場合がある。

リンク

第5章は、企業の活動の環境及び社会への影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は影響を与える可能性がある場合に、当該影響に関する情報に適用される要求事項を示している。

9.3 企業の外部環境における諸要因及びトレンドに関する情報は、それらが企業の事業モデル、当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略、企業の資源及び関係、並びに企業が晒されているリスクに与える影響についての洞察を提供する。

9.4 企業に影響を与える可能性のある要因及びトレンドには、次に関するものが含まれる。

- (a) 市場の力又は市場の混乱（例えば、競争、供給及び需要並びに仕入先及び顧客の交渉力）
- (b) 経済及び政治の状況（例えば、商品価格並びに経済及び政治の安定性）
- (c) 法令（例えば、業界規制、税法及び健康安全上の規制）
- (d) 社会（例えば、人口統計、ライフスタイル又は文化的な変化）
- (e) 自然環境及び関連する規制（例えば、資源の利用可能性、汚染又は気候に関連した規制）

- (f) 技術（例えば、代替的な環境に優しい技術又は顧客ニーズへの対応策の出現）

開示目的

- 9.5 経営者による説明は、企業の外部環境が次のものにどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるのかを投資者及び債権者が理解できるようにする情報を提供しなければならない。
- (a) 企業の事業モデル
 - (b) 当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略
 - (c) 企業の資源又は関係
 - (d) 企業が晒されているリスク
- 9.6 経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない。
- (a) 企業の外部環境における諸要因及びトレンドが、企業にどのように影響を与えたのか又は影響を与える可能性があるのか
 - (b) 経営者がそれらの要因及びトレンドをどれだけ有効にモニターし対応しているのか又は対応できるのか
- 9.7 企業の外部環境における諸要因及びトレンドに関して提供される情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにしなければならない。
- (a) 当該要因及びトレンドの性質
 - (b) 当該要因及びトレンドが企業にどのように影響を与えたのか又は影響を与える可能性があるのか
 - (c) 経営者が当該要因及びトレンドをどのようにモニターしており、どのように対応する計画であるのか
 - (d) 当該要因及びトレンドへの対応における進捗度

企業の外部環境における主要な諸要因及びトレンド

- 9.8 経営者による説明は、企業の外部環境における主要な諸要因及びトレンドに焦点を当てなければならない。主要な諸要因及びトレンドとは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に根本的な影響を与えたか又は与える可能性のある要因及びトレンドである。
- 9.9 経営者が主要であると識別する諸要因及びトレンドには、次に関するものが含まれる可能性がある。

経営者による説明

- (a) 企業の事業モデル（例えば、企業がある市場において営業する能力を制限したか又は制限する可能性のある社会的又は政治的な要因）
- (b) 企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略（例えば、市場の機会を作り出したか又は作り出す可能性のあるトレンド）
- (c) 企業の資源又は関係（例えば、カスタマー・ロイヤルティに影響を与えたか又は影響を与える可能性のある顧客の嗜好の変化）
- (d) 企業が晒されているリスク（例えば、企業のサプライチェーンに対するリスクを生じさせる、より保護主義的な貿易政策に向けての国内の又は地域的なトレンド）

リンク
12.8 項は、結果が不確実な考えられる将来事象に関する情報に 重要性があるかどうか を評価するにあたり、経営者が考慮する必要のある諸要因について論じている。

- 9.10 場合によっては、ある要因又はトレンドの影響が他の要因又はトレンドの影響と区別できないことがある。相互に関連した諸要因又はトレンドに関する情報は、当該要因又はトレンド及びそれらの影響を切り離さずに集合的に検討した場合に、より明瞭かつ簡潔となることがある。

指 標

- 9.11 企業の外部環境における諸要因及びトレンドに関する重要性がある情報は、経営者が主要な諸要因及びトレンドをモニターしそれらへの対応における進捗度を測定するために使用している**指標**を含んでいる可能性が高い。そうした指標は、次のものに係る測定値を含んでいる可能性がある。
- (a) 諸要因及びトレンド（例えば、外部の市場占有率の統計値、業界ベンチマーク、顧客調査の結果）
 - (b) 当該要因及びトレンドに対する経営者の対応の有効性（例えば、需要が人口減少に晒されている企業の収益率）

重要性がある可能性のある情報の例

- 9.12 第 15 章は、企業及び企業の状況によっては重要性がある可能性のある、企業の外部環境における諸要因及びトレンドに関する情報の例を示している。

第10章 — 財務業績及び財政状態

本章の内容

開示目的

企業の財務業績及び財政状態の主要な側面

指標

はじめに

- 10.1 企業の財務業績は、次のものによって財務諸表において報告される。
- (a) 包括利益計算書において認識された収益及び費用
 - (b) キャッシュ・フロー計算書において認識されたキャッシュ・フロー
- 10.2 企業の財政状態は、財政状態計算書において認識された資産、負債及び資本によって報告される。
- 10.3 経営者による説明における企業の財務業績及び財政状態に関する情報は、関連する財務諸表において提供される情報を補完する。したがって、経営者による説明は、企業の財務諸表で報告されている企業の財務業績及び財政状態を説明するために、当該財務諸表に含まれているよりも多くの検討、分析、**将来予測的情報**及び非財務情報を提供する。

開示目的

- 10.4 経営者による説明は、企業の財務諸表で報告されている企業の財務業績及び財政状態を**投資者及び債権者**が理解できるようにする情報を提供しなければならない。

リンク
経営者による説明は、企業の財務諸表で表示及び開示されている金額を説明することに焦点を当てる。13.29 項から 13.30 項は、経営者による説明における情報と関連する財務諸表における情報との間の一体性の必要性を論じている。13.17 項(b)は、経営者による説明が関連する財務諸表において提供される情報との不必要な重複を避けることの必要性を論じている。

- 10.5 経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない。
- (a) 企業の財務業績及び財政状態のドライバー
 - (b) 企業の財務業績及び財政状態が、投資者及び債権者の過去の予想と比較してどうなのか

経営者による説明

- (c) 企業の財務諸表において報告されている財務業績及び財政状態が、企業が**価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力**（長期を含む）をどの程度示しているか
- (d) 企業の財務的弾力性

注釈
企業の財務的弾力性とは、ある種類の脅威（流動性又は支払能力に対する脅威）に企業が耐える能力を指す（長期を含む）。

リンク
5.6 項(c)は、何らかの種類の衝撃又は困難な状況に対する企業の事業モデルの弾力性を投資者及び債権者が評価するための十分な基礎を提供する情報を要求している。

10.6 企業の財務業績及び財政状態に関する情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにする情報を提供しなければならない。

- (a) どのような要因が、企業の**当報告期間**の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来（長期を含む）において影響を与える可能性があるか

注釈
企業の当報告期間の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来において影響を与える可能性のある要因には、経営者による説明における他の内容領域で議論されている 主要事項 が含まれる可能性が高い。特に、当該主要事項の管理における進捗度は、企業の財務諸表において報告されている財務業績及び財政状態に影響を与えたか、又は将来において影響を与える可能性が高い。経営者が当該主要事項をモニターしそれらの管理における進捗度を測定するために使用している 指標 は、企業の非財務業績及び非財務状態を反映し、企業の財務諸表において報告されている企業の財務業績及び財政状態を投資者及び債権者が理解するのに役立つ。

- (b) 経営者が当報告期間において財務的資源をどのように配分したか
- (c) 企業の財務業績及び財政状態が、企業が過去に公表した予測又は目標（もしあれば）と比較してどうなのか

リンク
14.14 項から 14.17 項は、予測及び目標に適用される追加的な要求事項を示している。

企業の財務業績及び財政状態の主要な側面

- 10.7 経営者による説明は、企業の財務業績及び財政状態の主要な側面に焦点を当てなければならぬ。主要な側面とは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力についての理解に不可欠である諸側面である。
- 10.8 経営者が主要であると識別する企業の財務業績及び財政状態の諸側面には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 収益、費用、純損益若しくはキャッシュ・フローの諸区分、又は当該区分の中の特定の収益、費用若しくはキャッシュ・フロー（例えば、事業セグメント若しくは顧客の区分についての収益、総利益、投資収益、財務費用、税金費用、又は営業活動からのキャッシュ・フロー）
 - (b) 資産、負債若しくは純資産の諸区分、又は当該区分の中の特定の資産及び負債（例えば、基盤である工場及び設備、運転資本、純債務又は環境復旧義務）

注釈
企業の財務業績及び財政状態の主要な側面は、企業が営業している業種に依存する。例えば、研究開発費は、製薬企業の財務業績の主要な側面である可能性がある。

指 標

- 10.9 企業の財務業績及び財政状態に関する**重要性がある**情報は、経営者が当該財務業績及び財政状態の主要な側面をモニターし測定するために使用している**指標**を含んでいる可能性が高い。そうした指標は、次のものに係る測定値を含んでいる可能性がある。
- (a) 企業の財務諸表に表示されている金額（科目、合計及び小計など）
 - (b) 企業の財務諸表への注記において開示されている金額
 - (c) 財務諸表に表示又は開示されている金額から取り入れられたか又は算出された測定値

リンク
14.6 項は、企業の財務諸表に表示又は開示されている金額を調整することによって算出された指標に適用される要求事項を示している。

- 10.10 企業の財務業績及び財政状態を説明するため、経営者による説明は、企業の財務諸表で報告されている金額を一部の事象又は状況の影響を除外するように調整することを伴う分析を提供する場合がある。例えば、恒常為替分析は通貨変動の影響を除外した業績比較を表示でき、プロフォーマ分析は新店舗又は買収した事業の影響を除外した「前年同期比」の業績比較を表示でき、ブリッジ分析は当報告期間と過去の報告期間との間の業績の差異の内訳を識別できる。経営者による説明において提供されるそうした分析は、

経営者による説明

経営者による説明の一部を構成し、したがって、第 13 章で要求している属性を有する必要がある。当該分析は、企業の財務業績又は財政状態のバランスの取れた像、行った調整の精密な記述、並びに投資者及び債権者が当該調整を理解するために必要なすべての情報を提供する必要がある。

重要性がある可能性のある情報の例

- 10.11 第 15 章は、企業及び企業の状況によっては重要性がある可能性のある、企業の財務業績及び財政状態に関する情報の例を示している。

第11章 — 開示目的の概要

本章の内容

主たる目的の概要

評価目的の概要

具体的目的の概要

11.1 表 11.1 は、すべての内容領域についての開示目的を並べて示している。

表 11.1—第5章から第10章に示した開示目的の概要

主たる目的		
事業モデル	戦略	資源及び関係
経営者による説明は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにする情報を提供しなければならない		
企業の事業モデルがどのように価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すのか	企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略	企業の事業モデル並びに当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略が依存している資源及び関係
リスク	外部環境	財務業績及び財政状態
経営者による説明は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにする情報を提供しなければならない		
次のことを阻害する可能性のある事象又は状況のリスク (a) 企業の事業モデル (b) 当該モデルの維持又は発展のための経営者の戦略 (c) 企業の資源又は関係	企業の外部環境が次のものにどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるか (a) 企業の事業モデル (b) 当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略 (c) 企業の資源又は関係 (d) 企業が晒されているリスク	企業の財務諸表で報告されている企業の財務業績及び財政状態

経営者による説明

評価目的		
事業モデル	戦略	資源及び関係
経営者による説明は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない		
<p>(a) 企業の事業モデルが、価値の創出及びキャッシュ・フローの生成においてどれだけ有効であるか</p> <p>(b) 企業の事業モデルが、どれだけ拡張可能性及び適応可能性があるか</p> <p>(c) 企業の事業モデルが、どれだけ弾力性及び永続性があるか</p>	<p>(a) 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力の維持及び発展において、当該戦略がどれだけ有効であるか</p> <p>(b) 経営者が当該戦略を実行する能力</p>	<p>(a) 事業モデル及び経営者の戦略が、特定の資源及び関係に依存している程度</p> <p>(b) 企業が、企業の事業モデル及び経営者の戦略が依存している資源を入手し関係を維持する能力</p>
リスク	外部環境	財務業績及び財政状態
経営者による説明は、投資者及び債権者が次のことを評価するための十分な基礎を提供しなければならない		
<p>(a) リスクに対する企業のエクスポージャーの程度</p> <p>(b) リスクに対する企業のエクスポージャーを経営者がどれだけ有効にモニターし管理しているか</p>	<p>(a) 企業の外部環境における諸要因及びトレンドが、企業にどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるか</p> <p>(b) 経営者が当該要因及びトレンドをどれだけ有効にモニターし対応しているか又は対応できるか</p>	<p>(a) 企業の財務業績及び財政状態のドライバー</p> <p>(b) 企業の財務業績及び財政状態が、投資者及び債権者の過去の予想と比較してどうなのか</p> <p>(c) 企業の財務諸表で報告されている財務業績及び財政状態が、将来において（長期を含む）企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力をどの程度示しているか</p> <p>(d) 企業の財務的弾力性</p>

具体的目的		
事業モデル	戦略	資源及び関係
経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにしなければならない		
(a) 企業の営業の範囲、性質及び規模 (b) 企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクル (c) 企業の活動の環境及び社会への影響（それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は影響を与える可能性がある場合） (d) 企業の事業モデルの管理における進捗度	(a) 戦略のドライバー（経営者が追求することを選択した機会を含む） (b) 当該戦略の目標 (c) 当該目標への道筋におけるマイルストーン (d) 当該マイルストーンへの到達及び目標の達成のための計画 (e) 当該戦略を実行するために必要となる財務的資源、及び財務的資源の配分に対する経営者のアプローチ (f) 当該戦略の実行における進捗度	(a) 企業の資源及び関係の性質並びに企業がそれらをどのように活用しているか (b) 企業がどのように資源を入手し関係を維持しているか (c) 将来（長期を含む）において資源及び関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある諸要因 (d) 資源及び関係の管理における進捗度
リスク	外部環境	財務業績及び財政状態
経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が次のことを理解できるようにしなければならない		
(a) 企業が晒されているリスクの性質 (b) 当該リスクに対する企業のエクスポージャー (c) 経営者が当該リスクをどのようにモニターし管理しているか (d) 混乱が生じた場合に、経営者は混乱をどのように軽減させるのか (e) リスクの管理における進捗度	(a) 企業の外部環境における諸要因及びトレンドの性質 (b) 当該要因及びトレンドが企業にどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるか (c) 経営者が当該要因及びトレンドをどのようにモニターし、どのように対応することを計画しているか (d) 当該要因及びトレンドへの対応における進捗度	(a) どのような要因が、企業の 当報告期間 の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来（長期を含む）において影響を与える可能性があるか (b) 経営者が当報告期間において財務的資源をどのように配分したか (c) 企業の財務業績及び財政状態が、企業が過去に公表した予測又は目標（もしあれば）と比較してどうなのか

PART C – 情報の選択及び表示

第12章—重要性の判断の行使

本章の内容

重要がある可能性のある情報の識別

情報に重要性があるかどうかの評価

集約

はじめに

- 12.1 3.2項は、**経営者による説明が重要がある**情報を提供することを要求している。同項はまた、経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性があると説明している。
- 12.2 重要がある情報を識別するには、経営者が判断を適用する必要がある。ある情報に重要性があるかどうかを判断するにあたり、経営者は、企業の具体的な状況を、投資者及び債権者が当該情報を必要とするかどうか及び必要とする理由とともに考慮する。

重要がある可能性のある情報の識別

- 12.3 重要がある可能性のある情報を識別するため、経営者は Part B 及び第 15 章における要求事項及びガイダンスを適用する。

注釈
Part B は経営者による説明における情報の開示目的を示しており、第 15 章は、当該目的を満たすために経営者による説明に含める必要がある可能性のある情報の例を提案している。経営者は、第 15 章における例に記述されている情報が企業の状況において重要性があるかどうかを決定するにあたり、判断を適用する。同様に、経営者は、第 15 章の例で扱われていない重要性がある情報を識別するために判断を適用する。

- 12.4 情報に重要性がある可能性があるという兆候には、情報が次のいずれかであることが含まれる。
- (a) 主要事項に関連している。

リンク
主要事項については 4.7 項から 4.14 項で説明している。

- (b) 経営者が事業を管理するために使用している情報（例えば、企業の取締役会と議論した情報や、戦略の設定、資源の配分又は企業の業績の評価にあたって経営者が考慮した情報）から導き出されている。

経営者による説明

(c) 企業の資本市場とのコミュニケーション（例えば、投資者及び債権者に対するプレゼンテーション）に含まれている。

12.5 類似した活動を有する企業が一般的に投資者及び債権者に提供していることを企業が知っている種類の情報を経営者が有している場合には、経営者は当該情報が企業の経営者による説明の文脈において重要性があるかどうかを考慮する。しかし、重要性の判断は企業の状況に依存するので、他の企業がその種類の情報を提供しているという理由だけでは情報に重要性があることにならず、また、たとえ他の企業がその種類の情報を提供していない場合であっても情報に重要性がある場合がある。

12.6 例えば、業界団体又はサステナビリティ報告に関心を有する機関が公表した記述的報告の要求事項又はガイドラインは、重要性がある可能性のある情報を経営者が識別するのに役立つ可能性がある。当該要求事項又はガイドラインが、本実務記述書 [案] に示している経営者による説明の目的と同様に、投資者及び債権者の情報ニーズに焦点を当てた報告目的を有している場合には、これに当てはまる可能性がより高い。当該要求事項又はガイドラインが異なる報告目的を有している場合には、投資者及び債権者にとって重要性がある事項に関するすべての情報を定めていない可能性や、逆に、投資者及び債権者にとって重要性がない一部の情報を定めている可能性がある。

情報に重要性があるかどうかの評価

12.7 ある事項に関する情報が、企業の状況との関係で判断して、当該事項の性質若しくは規模、又はその両方の組合せによって、重要性がある場合がある。したがって、重要性の判断の行使には、定量的要因と定性的要因の両方の検討が伴う。

注釈
経営者が重要性の判断を行うにあたり考慮する定性的要因は、ある事項の特性のうち、存在する場合に、当該事項に関する情報が投資者又は債権者の意思決定に影響を与える可能性をより高くするものである。これには、企業に固有の特性（例えば、企業の関連当事者の関与）又は企業が営業をしている状況に固有の特性（例えば、場所又は業種）が含まれる。

12.8 経営者による説明で議論される事項の一部は、企業の財務業績又は財政状態に影響を与えていない、考え得る将来事象に関するものである。これらは、企業の財務諸表において報告されておらず、結果が不確実である。そうした考え得る将来事象に関する情報に重要性があるかどうかを判断するにあたり、企業は次のことを考慮する。

(a) 当該事象が企業の将来キャッシュ・フロー（長期を含む）の金額又は時期に与える潜在的な影響（考え得る結果）

(b) 考え得る結果の全体の範囲及び考え得る結果が当該範囲に含まれる確率

注釈
<p>(a) 不確実な将来事象に関する情報は、潜在的な影響が重大であるとともに当該事象が発生する可能性が高い場合には、重要性があると判断される可能性がより高くなる。しかし、可能性が低い事象に関する情報でも、潜在的な影響が非常に重大であるために当該情報が投資者及び債権者の意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある可能性がある。</p> <p>(b) 将来キャッシュ・フローについての投資者及び債権者の評価は、貨幣の時間価値を考慮に入れる。したがって、考え得る将来事象が企業のキャッシュ・フローに影響を与えるのが将来における長い年数の後のみであると予想される場合には、当該事象に関する情報は、影響が同様に発生するのがより早いと予想される考え得る将来事象に関する情報よりも、重要性があると判断される可能性は通常は低くなる。</p>

12.9 重要性の判断は、各報告期間において見直す必要がある。企業の個々の状況の変化又はより幅広い環境の変化により、過去の経営者による説明に含めていた一部の種類の情報に重要性がなくなる可能性や、過去には含めていなかった一部の種類の情報に重要性があるようになる可能性がある。

集約

12.10 経営者による説明における情報は、一般的に、経営者が利用可能なより詳細な情報を集約する。当該情報が集約されすぎる場合、重要性がある情報が省略される可能性がある。集約が十分でない場合、重要性がある情報が重要性がない情報で覆い隠される可能性がある。

12.11 情報をどのくらい集約すべきかを判断するにあたり考慮すべき要因には、次のものが含まれる。

- (a) 個々には重要性がない情報項目が、類似する項目と集約した場合に重要性があることとなる可能性

例示
<p>企業はいくつかのリスク要因に晒されている場合があり、それぞれが同じ種類の混乱（例えば、企業のサプライチェーンの混乱）を生じさせる可能性がある。個々のリスク要因は、その要因による混乱が発生する可能性が非常に低い場合には、重要性がない可能性がある。しかし、集約されたリスクに関する情報（この例では、何らかの要因によるサプライチェーンの混乱のリスク）には、重要性がある場合がある。</p>

- (b) 財務諸表において報告される情報を分解することが必要となる可能性（例えば、その分解が、財務諸表において報告される金額に影響を与える諸要因についての理解可能な説明を経営者による説明が提供するために必要である場合）

第 13 章—完全性、バランス、正確性及びその他の属性

本章の内容

完全性
バランス
正確性
明瞭性及び簡潔性
比較可能性
検証可能性
一体性

はじめに

- 13.1 経営者による説明が目的を満たすためには、それが提供する情報は完全で、バランスが取れていて、正確である必要がある。
- 13.2 当該情報は、次の条件も満たすならば、**投資者及び債権者**にとってより有用である。
- (a) 明瞭かつ簡潔である。
 - (b) 企業が過去の期間において提供した情報、及び他の企業が提供している情報と比較可能である。
 - (c) 検証可能性を高める方法で提供される。
- 13.3 経営者による説明における情報の完全性、明瞭性及び比較可能性は、すべて、当該情報が十分に統合された一体性のある全体として提供されることに依存する。

完全性

- 13.4 経営者による説明は、扱う事項の完全な描写を提供しなければならない。ある事項の完全な描写を提供することは、当該事項に関するすべての**重要性がある**情報（必ずしも、当該事項に関して経営者が利用可能なすべての情報ではない）を提供することを意味する。ある事項の完全な描写には、投資者及び債権者が当該事項を理解するために必要なすべての**重要性がある**情報（すべての**重要性がある**記述及び説明を含む）が含まれる。

例示
(a) ある考え得る将来事象の潜在的な影響の完全な描写には、当該事象の蓋然性及び関連するキャッシュ・フローの考え得る規模だけでなく、当該キャッシュ・フローの時期並びにその金額及び時期の不確実性をも投資者及び債権者が評価するのに役立つための情報が含まれる。

- (b) ある将来事象に一定範囲の考え得る結果がある場合、当該事象の完全な描写には、投資者及び債権者が当該範囲の上限と下限の両方を評価し、当該範囲に含まれるさまざまな結果の確率を理解するのに役立つための情報が含まれる。
- (c) ある考え得る将来事象の潜在的な影響が、ある変数（例えば、ある商品の将来の価格）の小さな変化に敏感である場合、当該事象の完全な描写には、経営者が合理的に起こり得るとみなしている範囲の結果についての当該事象の潜在的な影響を投資者及び債権者が評価するのに役立つための情報が含まれる。
- (d) 経営者による説明が外部の情報源からの統計値（例えば、市場の規模に関する統計値）を含んでいる場合、当該統計値に関する重要性がある情報には、その情報源、対象としている期間及び統計値が測定された母集団が含まれる場合がある。
- (e) 経営者による説明が見積りに基づく金額を報告する場合、当該金額の完全な描写には、見積りプロセス及びその限界の説明が含まれる。

13.5 情報に重要性がある場合には、たとえ過去の期間の経営者による説明において提供された場合や、企業が公表した他の報告書で利用可能である場合であっても、経営者による説明に含めなければならない。

リンク
過去の期間の経営者による説明又は企業が公表した他の報告書で提供された情報は、当該情報を相互参照で（直接にはなく）含めることが 13.19 項から 13.21 項に示す要求事項を満たす場合には、相互参照によって当期の経営者による説明に含めることができる。

13.6 経営者による説明における情報は、**報告期間**の末日と経営者による説明の公表の承認日との間に発生する事象を反映しなければならない。

例示
企業の売上に関する経営者による説明は、報告期間の末日後の、企業の受注残の重大な変動、又は主要な顧客若しくは販売業者との関係の喪失を反映する。

注釈
経営者による説明の公表が、関連する財務諸表の公表の承認の後に承認される場合、経営者による説明には、その間に発生した事象に関する重要性がある情報が含まれる。当該事象は、財務諸表の作成時には考慮されていないであろう。それらに関する情報が明確となることを確保するために、当該情報を財務諸表の作成時に考慮された事象に関する情報と区別することが必要となる場合がある。

経営者による説明

- 13.7 経営者による説明における情報は、バランスが取れていなければならない。情報は、投資者及び債権者に有利又は不利に受け取られる可能性を高めるための、歪曲、強調、重視、軽視、又はその他の操作が行われていない場合には、バランスが取れている。
- 13.8 全体的なバランスを達成するには、経営者による説明において議論すべき事項の選択におけるバランスが必要となる。

例示
経営者による説明は、例えば、次のようである場合には、バランスが取れていない。
(a) 好ましくない事項（例えば、競争上の脅威）についての議論を省略している。
(b) 好ましい事項に関する情報を好ましくない事項に関する情報よりも目立つようにしている。その逆もまた同様である。

- 13.9 全体的なバランスを達成するには、議論する事項に関して提供する情報の選択及び当該情報の表示におけるバランスも必要となる。

例示
経営者による説明において議論される事項に関する情報は、例えば、次のようである場合には、バランスが取れていない。
(a) 考え得る結果の範囲及び確率に関して、中立的な仮定ではなく、楽観的又は悲観的な仮定に基づく見積り又は予測を含んでいる。
(b) 有利又は不利な情報を覆い隠している（例えば、否定的なトレンドを示す情報を肯定的なトレンドを示す情報と集約することによって）。
(c) 有利又は不利な情報を誇張している（例えば、トレンドが示されないように、情報を提供する比較対象期間の数を減らすことによって）。
(d) バランスを取るために必要となる情報を省略している（例えば、企業の財務業績の一側面での改善を、外部の寄与要因を識別せずに経営者の行動によるものだとしていたり、ある事項についての結果の範囲の一方の端のみを定量化したり、範囲の両端を一方の端の結果の方が他方の端の結果よりも可能性が高いことを開示せずに定量化したりすることによって）。
(e) 過度に肯定的又は否定的な文言を使用して、偏ったトーンを生じさせている。

- 13.10 経営者による説明において議論される事項の一部（例えば、経営者の目標又は計画）は野心的である。そうした事項についてのバランスの取れた議論は、経営者の野心とそうした野心を経営者が達成することを妨げる可能性のある要因の両方を扱う。

正確性

- 13.11 経営者による説明における情報は正確でなければならない。

13.12 情報は、すべての点で完全に精密ではなくても正確であることができる。必要で達成可能な精密性の程度、及び情報を正確なものとする要因は、情報の性質及び扱っている事項の性質に依存する。例えば、正確性は次のことを必要とする。

- (a) 事実に基づく情報に、重要性がある誤謬がない。
- (b) 記述が精密である。
- (c) 見積り、概算及び予測が、そのようなものとして明確に識別されている。
- (d) 見積り、概算又は予測を作成するための適切なプロセスを選択し適用するにあたり、重要性がある誤謬が生じておらず、当該プロセスへのインプットが合理的で裏付け可能である。
- (e) アサーションが合理的で、質的及び量的に十分な情報に基づいている。
- (f) 将来についての経営者の判断に関する情報が、当該判断及びその基礎となっている情報の両方を忠実に反映している。

明瞭性及び簡潔性

13.13 経営者による説明における情報は、明瞭かつ簡潔でなければならない。

13.14 経営者による説明が明瞭となるためには、平明な文言を使用し、難解な表現や不必要な専門用語を避ける必要がある。

注釈
一部の情報は、業界固有の用語又は他の専門用語が明確に定義され整合的に使用されるならば、それらを使用して最も明瞭に投資者及び債権者に伝達される場合がある。

13.15 表示の最も明瞭な形式は、情報の性質に応じて決まるものであり、時には、記述的な文言に加えて、表、グラフ又は図表を含む場合がある。グラフ又は図表を使用する場合、重要性がある詳細が覆い隠されたりすることを避けるために、追加的な文言又は表が必要となる場合がある。

例示
企業の財務業績の変動についての記述的な議論は、当期及び比較対象の金額を表示するために表形式を使用した場合に最も明瞭となる可能性がある。

13.16 明瞭性は、当報告期間における進展に関する情報を、期間ごとに変化しないか又はほとんど変化しない「継続的な」情報と区別する（例えば、企業の事業モデルの特徴のうち前報告期間以降に変化したものを区分して強調する）ことによって、さらに高まる場合がある。

経営者による説明

13.17 経営者による説明が正確であるためには、次のことが必要となる。

- (a) 企業固有ではない、「ボイラープレート」と呼ばれることのある一般的な情報を避ける。
- (b) 経営者による説明の中での情報の重複、又は関連する財務諸表でも提供している情報の不必要な重複を避ける。
- (c) 単純で明確な文言と、短く明瞭に構成された文章及び段落を使用する。

注釈
企業の経営者による説明は、企業の財務諸表を補完するように設計される。企業の財務諸表における情報の大半は、経営者による説明においては繰り返さない。そこで情報が繰り返されるのは、本実務記述書 [案] に示した経営者による説明の目的及び内容領域についての開示目的を満たすため、又は経営者による説明と財務諸表との間の一体性を提供するために必要な場合のみである。

13.18 完全に精密な経営者による説明には、重要性がある情報のみが含まれることになる。経営者による説明に含めた重要性がない情報は、重要性がある情報を覆い隠すことを避ける方法で提供しなければならない。

例示
国内の法令又は他の要求事項に準拠するために、経営者による説明には、本実務記述書 [案] における「重要性がある」の定義及びガイダンスを適用した場合に重要性がないと経営者が判断するであろう情報が含まれる場合がある。そうした情報を含める場合には、重要性がある情報を覆い隠すことを避ける方法で提供する。

相互参照によって含めた重要性がある情報

13.19 本実務記述書 [案] が要求している情報が、企業が公表している他の報告書で入手可能である場合がある。当該情報は、経営者による説明に直接に含めるのではなく相互参照によって含めることが、経営者による説明の明瞭性を低下させない場合には、他の報告書への相互参照によって経営者による説明に含めることができる。

注釈
他の報告書への相互参照によって情報を経営者による説明に含めることは、重複を減らし、それにより経営者による説明をより簡潔にすることができる。情報を相互参照によって含めることで、例えば、当報告期間における進展があった情報を、期間ごとに変化がないか又はほとんどないままの継続的な情報と区分することによって、経営者による説明がより明瞭となる場合もあり、企業は継続的な情報を別個の報告書において公表し、経営者による説明では当該情報を当該報告書への相互参照によって含めることができる。しかし、情報を他の報告書への相互参照によって含めることは経営者による説

明を断片化することになり、広範囲の情報を相互参照によって含めることが、経営者による説明の明瞭性を低下させる場合がある。

13.20 他の報告書における重要性がある情報が、当該他の報告書への相互参照によって経営者による説明に含められる場合、当該情報は経営者による説明の一部となる。これは、例えば、次のことを意味する。

- (a) 相互参照によって含める情報は、本実務記述書[案]の要求事項に準拠する必要がある。例えば、完全で、バランスが取れていて、正確である必要がある。
- (b) 情報が掲載されている報告書は、経営者による説明が利用可能な場合にはいつでも、同じ条件で利用可能である必要がある。
- (c) 経営者による説明の公表を承認した機関又は個人は、相互参照によって含める情報について、経営者による説明に直接含める情報と同程度の責任を負う。

13.21 経営者による説明に、他の報告書への相互参照によって情報を含める場合、

- (a) 経営者による説明は、当該報告書を明瞭に識別し、それにアクセスする方法を説明しなければならない。
- (b) 相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行わなければならない。
- (c) 相互参照によって含めた情報は、経営者による説明に直接含めた場合と同じように最新のものでなければならない。
- (d) 当該情報が含まれている報告書が、経営者による説明が対象としている報告期間の末日よりも前に終了した期間についてのものである場合には、経営者による説明は次のようにしなければならない。
 - (i) 当該情報の基準日を記述する。
 - (ii) 本実務記述書[案]の要求事項を満たすために必要な場合には、経営者による説明が対象としている期間の末日までの追加的な情報を提供する。

比較可能性

13.22 本実務記述書[案]は、経営者による説明が、完全でバランスの取れた正確な、重要性がある情報を提供することを要求している。当該情報は、比較可能でもある場合、すなわち、次のものと比較できる場合には、投資者及び債権者にとってより有用である。

- (a) 企業が過去の期間において提供した情報
- (b) 他の企業（特に、類似した活動を有する企業又は同じ業種で営業している企業）が提供した情報

経営者による説明

- 13.23 したがって、経営者による説明における情報は、重要性がある情報を省略せずに比較可能性を高める方法で提供しなければならない。

リンク

14.7 項から 14.10 項は、比較可能性を高めるための 指標 とともに情報を提供するための要求事項を示している。
--

検証可能性

- 13.24 情報は、その情報自体又はそれを導き出すために使用したインプットのいずれかを裏付けることが可能である場合には、検証可能である。検証可能な情報は、検証可能でない情報よりも投資者及び債権者にとって有用である。検証可能性は、当該情報が完全でバランスの取れた正確なものであるという確信を投資者及び債権者に与えるのに役立つ。
- 13.25 経営者による説明における情報は、検証可能性を高める方法で提供しなければならない。検証可能性は、例えば、次のことによつて高めることができる。
- (a) 当該事業、他の事業又は外部環境に関する投資者及び債権者が利用可能な他の情報との比較によつて裏付けることができる情報を含めること
 - (b) 見積り又は概算を作成するために使用したインプット又は計算方法に関する情報を提供すること
- 13.26 重要性がある情報の一部（例えば、一部の説明及び**将来予測的情報**）は、検証可能でない場合がある。重要性がある情報は、たとえ検証可能でない場合であっても、経営者による説明に含める。投資者及び債権者がそうした情報を使用すべきかどうかを決定するのに役立つため、経営者による説明は、当該情報の基礎となっている仮定及び作成方法を、それを裏付けるのに役立つ他の要因とともに記述しなければならない。

一体性

- 13.27 経営者による説明における情報の完全性、明瞭性及び比較可能性は、すべて、当該情報が十分に統合された一体性のある全体として表示されることに依存する。
- 13.28 経営者による説明における1つの内容領域について議論される事項が、他の内容領域への影響を有する場合には、経営者による説明に、投資者及び債権者がその影響を評価するために必要な情報を含めなければならない。

例示

外部環境におけるトレンドは、企業の事業モデル、当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略、企業の資源及び関係、企業が晒されるリスク、又は企業の財務業績若しくは財政状態に対して影響を有する可能性がある。経営者による説明には、投資者及び債権者がそれらの影響を評価するために必要な情報を含める。

- 13.29 経営者による説明における一部の情報は、経営者による説明の他の部分における情報の文脈、又は関連する財務諸表における情報の文脈において理解するのが最善である場合がある。経営者による説明が一体性を有するためには、そうした情報は、その文脈及び関連する情報との関係を説明する方法で表示しなければならない。

例示
企業の経営者による説明に、企業の顧客基盤のあるセクションを拡大するための経営者の戦略に関する情報が含まれていて、企業の関係についての別個の議論において、顧客基盤の当該セクションの記述が含まれる場合がある。戦略に関する情報には、当該記述への参照を含める。

- 13.30 一体性は次のことも要求する。

- (a) 企業の経営者による説明が、投資者及び債権者が当該情報を企業の財務諸表における情報と関連付けることができるようにする方法で提供する。

例示
経営者による説明は、企業の営業に関する情報を、投資者及び債権者が、例えば、企業の財務諸表において開示されているセグメント情報と関連付けることを可能にする方法で分析する。

- (b) 経営者による説明が、経営者による説明において提供している情報と企業が提供している他の情報（例えば、投資者向けのプレゼンテーション、企業の Web サイト、又は他の一般に利用可能なコミュニケーションにおける情報）との間の見掛け上の不整合の領域を説明する。

第 14 章—指標

本章の内容

すべての指標に適用される要求事項

予測及び目標に適用される追加的な要求事項

はじめに

- 14.1 指標 (metrics) とは、企業の財務又は非財務の業績又は状態の定量的側面又は定性的側面をモニターするために使用される測定値である。
- 14.2 指標の例として次のものがある。
- (a) 企業の収益、費用、キャッシュ・フロー、資産、負債又は資本の測定値
 - (b) 企業の営業の規模の測定値 (例えば、地域別の生産能力)
 - (c) 企業の環境への影響の測定値 (例えば、温室効果ガスの排出量)
 - (d) 無形の資源の開発における進捗度の指標 (例えば、受けた規制上の承認)
 - (e) 企業の関係の強さの指標 (例えば、顧客維持の統計値又はブランドのレピュテーション・スコア)
- 14.3 重要性がある情報は、指標を含んでいる可能性が高い。それらの指標は、経営者が**主要事項**をモニターし当該事項の管理における進捗度を測定するために使用している指標から導かれる場合がある。それらは通常、企業の活動及び企業が営業を行なっている業種に依存する。それらは企業が作成した情報又は外部の情報源 (例えば、市場占有率の統計値又は顧客調査の提供者) から得た情報から導かれる場合がある。

すべての指標に適用される要求事項

明瞭性及び正確性

- 14.4 本実務記述書 [案] は、**経営者による説明**における情報が明瞭かつ正確であることを要求している。ある指標に関する情報が明瞭かつ正確であるためには、その指標を明瞭かつ正確に記述する必要がある。
- 14.5 したがって、経営者による説明に含まれている指標が企業の財務諸表において表示又は開示されていない場合には、経営者による説明は次のようにしなければならない。
- (a) 当該指標及びその範囲を、意味のある明瞭かつ精密な名称及び記述を使用して呼称し定義する。

例示
単一の顧客区分に関連する指標は、その範囲（すなわち、その指標に関連する顧客の母集団）を明瞭に識別する方法で呼称し記述される。

- (b) 議論しようとしている事項の理解に当該指標がどのように寄与するのかを説明する。ただし、その寄与が説明なしでも明瞭である場合は除く。
- (c) 当該指標を計算するために使用した方法及びその計算へのインプット（行った仮定及びその方法の限界を含む）を説明する。

14.6 経営者による説明に含めている財務業績又は財政状態の指標が、企業の財務諸表において表示又は開示されている測定値を調整することによって算出されている場合には、経営者による説明は次のようにしなければならない。

- (a) 当該指標を、誤解を招かず当該指標を財務諸表において表示又は開示されている測定値と明瞭に区別する名称で呼称する。
- (b) 当該指標について報告した金額を、財務諸表において表示又は開示されている最も直接的に比較可能な金額と調整し、各調整項目を識別し説明する。
- (c) 当該指標を、調整の対象となる測定値よりも目立たせずに表示する。

リンク
一部の指標は、重要性がある情報を提供するからではなく、国内の法令が要求しているために経営者による説明に含められる場合がある。13.18 項は、それらの指標を、重要性がある情報を覆い隠すことを避ける方法で提供することを要求している。

比較可能性

14.7 ある指標について報告される金額は、**投資者及び債権者**が当該金額を過去の期間に係る金額及び他の企業（特に、類似した活動を有する企業又は同じ業種で営業している企業）が報告している金額と比較できる場合には、より有用である。

14.8 投資者及び債権者が当**報告期間**について報告した金額を過去の期間に係る金額と比較するのに役立つため、経営者による説明は次のようにしなければならない。

- (a) 過大なコストや労力を掛けずに入手可能である場合には、下記について比較対象金額を提供する。
 - (i) 前報告期間
 - (ii) それより前の報告期間（トレンドの出現を示すために必要である場合、又は財務諸表がそれらの過去の期間についての情報を含んでいる場合）

経営者による説明

- (b) ある指標を計算するために使用した方法若しくは仮定又は指標の呼称と、比較可能な指標についての方法若しくは仮定又は呼称との相違を記述する。
- (c) 提供した指標の前報告期間からの変更（すなわち、新しく含めた指標及び省略した過去の指標）を記述し、当該変更の理由を説明する。

14.9 入手するのに過大なコストや労力が必要となることにより、比較対象金額が提供されない場合には、経営者による説明はその旨を記述しなければならない。

注釈
例えば、企業が比較対象期間において必要なデータを収集しておらず、当該データを過大なコストや労力を掛けずに修正再表示することができない場合には、比較対象金額の入手に過大なコストや労力が必要となる。

14.10 投資者及び債権者が、経営者による説明に含められた指標に係る金額を他の企業が報告している金額と比較するのに役立つため、

- (a) 企業が当該指標を計算するために使用している方法又は経営者が当該指標を呼ぶために使用している名称と、類似した活動を有しているか又は同じ業種で営業している他の企業が一般的に使用している方法又は名称との相違を経営者が認識している場合には、経営者による説明はそれらの相違を記述しなければならない。
- (b) 経営者が当該指標を記述的報告について公表されている要求事項又はガイドライン（例えば、業界団体又はサステナビリティ報告に関心を有する機関が公表したガイドライン）から引用している場合には、経営者による説明は次のようにしなければならない。
 - (i) 当該要求事項又はガイドライン及びそれらを公表した団体又は機関の名称を示す。
 - (ii) 経営者による説明に含めた指標と当該要求事項又はガイドラインで定義された指標との間に相違がある場合には、その相違を識別し説明する。

一体性

14.11 経営者による説明における1つの文脈において議論される指標が、別の文脈（経営者による説明の中で又は投資者及び債権者のために作成された別の文書）において議論されている指標又は他の測定値と類似している場合がある。経営者による説明が一体性を有するためには、前者の指標が後者の指標又は他の測定値とどのように関連しているのかを説明しなければならない。

指標と経営者報酬

14.12 ある指標が経営者報酬の決定にあたって役割を果たす場合には、当該指標に関する情報は重要性がある可能性が高い。

- 14.13 経営者による説明に含まれている指標が、経営者報酬の決定にあたって役割を果たす測定値に類似しているが、同一ではない場合には、経営者による説明は、当該指標と当該他の測定値が互いにどのように関係しているのかを説明しなければならない。

注釈
当該関係の説明は、経営者に対するインセンティブが、経営者が企業の業績及び状態の主要な諸側面をモニターするために使用している指標とどれだけよく整合しているのかについての洞察を提供する。

予測及び目標に適用される追加的な要求事項

経営者による説明における予測及び目標

注釈
本実務記述書 [案] は、経営者による説明に予測又は目標を含めることを要求していない。しかし、時には、経営者は予測又は目標を経営者による説明に含めることを決定することがある。例えば、予測又は目標を含めることが、企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略の目的を説明するのに役立つと経営者が判断する場合である。

- 14.14 経営者による説明が、企業の将来の財務又は非財務の業績又は状態の指標に係る予測又は目標の金額を含んでいる場合には、次のようにしなければならない。
- (a) 当該予測又は目標が関連する当期の業績又は状態の指標を識別する。
 - (b) 当該予測金額又は目標金額を計算するために使用した方法及び当該計算へのインプット（行った仮定及び当該方法の限界を含む）を説明する。

当報告期間について過去に公表した予測又は目標

- 14.15 経営者による説明は、次のいずれかの場合には、企業の将来の財務又は非財務の業績又は状態の指標に係る当期の金額が、企業が過去に公表した予測金額又は目標金額と比較してどうなのかに関する情報を提供しなければならない。
- (a) 実際の当期の金額が当期の経営者による説明に含められていて、予想金額又は目標金額が一般に公開されたコミュニケーションに含まれていた場合
 - (b) 当期に係る予測金額又は目標金額が、過去の期間の経営者による説明に含まれていた場合
- 14.16 14.15 項に記述した両方の場合において、経営者による説明は次のようにしなければならない。
- (a) 実際の当期の金額及び予測金額又は目標金額を開示する。
 - (b) 差異及び当該差異の影響を分析し説明する。

経営者による説明

当報告期間以降の期間について過去に公表した予測又は目標

- 14.17 企業が、当報告期間以降の期間に係る企業の財務又は非財務の業績又は状態の指標についての経営者の予測又は目標を過去に公表している場合がある。当該指標についての実際の当期の金額を当期の経営者による説明に含めている場合には、経営者による説明は、当該予測にアクセスする方法及び当該予測が公表日以降に更新されているかどうかを説明しなければならない。

第15章—重要性がある可能性のある情報の例

本章の内容

- 事業モデルについての例
- 戦略についての例
- 資源及び関係についての例
- リスクについての例
- 外部環境についての例
- 財務業績及び財政状態についての例

はじめに

- 15.1 第5章から第10章で示した開示目的を満たすために必要とされる重要性がある情報は、企業及びその状況に応じて決まる。本章は、重要性がある可能性のある情報の例を示している。
- 15.2 例示は、それぞれ内容領域のうちの1つの具体的な開示目的と関連付けられている。例示において記述されている情報は、必ずしも要求されるものではなく、それらの例示に限定された開示目的を満たすために必要となる可能性のある情報でもない。経営者は、重要性がある可能性のある情報の識別及び当該情報が重要性があるかどうかの評価にあたり、判断を適用する。

重要性がある可能性のある情報の例

事業モデル

企業の営業の範囲、性質及び規模

- 15.3 企業の営業の範囲、性質及び規模に関する重要性がある情報（5.7項(a)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 企業の概要及びその営業の範囲の概要
 - (b) 企業の営業の記述及びそれらの規模に関する定量的情報
 - (c) 関連会社及び共同支配企業を通じて行っている営業の記述、及びそれらの規模に関する定量的情報
 - (d) 企業の営業の間での依存関係及びシナジーの説明
 - (e) 企業の営業拠点のリスト及び各拠点における営業規模に関する定量的情報

経営者による説明

- (f) 企業の営業の構成が法的な構成とどのように関連しているかの説明（ある事項（例えば、規制上の事項又は税務上の事項）を理解するために必要な場合）
- (g) 企業の事業モデルが企業の記述している目的（もしあれば）とどのように関連しているのかの説明
- (h) 当報告期間中の企業の営業の範囲、性質又は規模の変化の分析（取得、処分、戦略的パートナーシップ又は共同支配企業により生じた変化を含む）

企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクル

15.4 企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクルに関する重要性がある情報（5.7項(b)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 企業の事業モデルへのインプット（企業の資源及び関係など）に関する情報（第7章参照）
- (b) 企業の事業モデルのアウトプット（企業の製品又はサービスの区分など）の記述、及び企業がそれらの製品又はサービスを競合他社の製品又はサービスとどのように差別化しているかの説明
- (c) 企業の事業モデルの運営に伴うプロセスについての議論（次のものを含む）
 - (i) 資源及び関係の獲得、維持又は強化に伴うプロセス（例えば、購入、研究開発、スタッフ教育、カスタマー・ロイヤルティ・プログラム）
 - (ii) 製品及びサービスの創出に伴うプロセス（例えば、製品設計、生産管理及び品質管理）
 - (iii) 製品及びサービスの提供に伴うプロセス（例えば、マーケティング、配送及び販売後のサービス）
- (d) 企業の市場、販売流通経路及び顧客の区分の概要
- (e) 当報告期間中の企業のインプット、プロセス及びアウトプットの変化の分析（例えば、企業の生産能力又は効率性に影響を与える変化）

企業の活動の環境及び社会への影響

15.5 企業の活動の環境及び社会への影響のうち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与えたか又は影響を与える可能性のあるものに関する重要性がある情報（5.7項(c)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 影響（プラスとマイナスの両方）及びそれらの原因の記述
- (b) それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（将来を含む）にどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるのかの説明

- (c) 当報告期間中の影響及び当該影響の潜在的影響の変化の分析

企業の事業モデルの管理における進捗度

15.6 企業の事業モデルの管理における進捗度に関する重要性がある情報（5.7 項(d)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 企業の営業の範囲、性質又は規模を（例えば、事業の取得又は処分を通じて）変更するか又は集中させるために経営者が取った行動に関する情報（次のものを含む）
- (i) 当該行動及びそれらの目的の記述
- (ii) それらの影響の説明（経営者が自らの行動の有効性をモニターし測定するために使用している指標を裏付けとする）
- (b) 企業のインプット、プロセス又はアウトプットを管理するために経営者が取った行動に関する情報（次のものを含む）
- (i) 当該行動及びそれらの目的の記述
- (ii) それらの影響の説明（経営者がインプット、プロセス又はアウトプットをモニターし、それらを管理するための自らの行動の有効性を測定するために使用している指標を裏付けとする）
- (c) 企業の環境及び社会への影響を管理するために経営者が取った行動に関する情報（次のものを含む）
- (i) プラスの影響を維持又は増大させマイナスの影響を低減又は緩和するために経営者が取った行動の記述
- (ii) それらの行動の影響の説明（経営者が影響をモニターし、影響を増大、低減又は緩和するための自らの行動の有効性を測定するために使用している指標を裏付けとする）

戦略

戦略のドライバー（経営者が追求することを選択した機会を含む）

15.7 戦略のドライバーに関する重要性がある情報（6.6 項(a)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 何が戦略のドライバーとなっているのか及びその理由の記述
- (b) 戦略のドライバーとなっている外部環境に関する仮定（例えば、顧客の需要のトレンドに関する仮定）、すなわち、当該仮定はどのようなものか、その根拠及び対象としている時間軸

経営者による説明

- (c) 戦略のドライバーが前報告期間に係る**経営者による説明**で議論したものと異なる場合には、どのように変化したのか及びその理由の説明

戦略の目標

- 15.8 戦略の目標に関する重要性がある情報（6.6 項(b)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) ドライバーに対応して設定した目標の記述（長期的な目標を含む）
 - (b) 経営者が各目標を達成しようとしている時間軸の表示
 - (c) 各目標の達成が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力をどのようにして維持又は発展させると予想するのかの説明
 - (d) 目標が前報告期間に係る**経営者による説明**で議論したものと異なる場合には、どのように変化したのか及びその理由の説明

目標に向けての道筋におけるマイルストーン

- 15.9 マイルストーンに関する重要性がある情報（6.6 項(c)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 企業が到達する必要があるマイルストーンの記述、及び当該マイルストーンが目標とどのように関連するのか
 - (b) 経営者がマイルストーンに到達しようとしている時間軸の表示
 - (c) マイルストーンが前報告期間に係る**経営者による説明**で議論したものと異なる場合には、どのように変化したのか及びその理由の説明

マイルストーンへの到達及び目標の達成のための計画

- 15.10 マイルストーンへの到達及び目標の達成のための計画に関する重要性がある情報（6.6 項(d)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) マイルストーンに到達し目標を達成するために経営者が取ることを意図している行動の記述
 - (b) 意図している行動が企業に与えると予想されるプラス及びマイナスの影響の概要（例えば、販売後のサポートのアウトソーシングについての戦略は、予想されるコスト節減と顧客サービスへの潜在的な影響の両方を扱う必要がある可能性がある）
 - (c) 意図している行動が前報告期間に係る**経営者による説明**で議論したものと異なる場合には、どのように変化したのか及びその理由の説明

戦略を実行するために必要となる財務的資源、及び財務的資源の配分に対する**経営者のアプローチ**

- 15.11 戦略を実行するために必要となる財務的資源及び財務的資源の配分に対する経営者のアプローチに関する重要性がある情報（6.6 項(e)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 戦略を実行するために必要となる財務的資源の見積り（マイルストーンへの到達及び目標の達成のために必要となる財務的資源を含む）
 - (b) 経営者が当該財務的資源をどのようにして獲得することを計画しているのかの説明、例えば、
 - (i) 企業がすでに利用可能である財務的資源
 - (ii) 企業の営業が生み出すと経営者が予想している財務的資源
 - (iii) 企業が報告期間の末日現在で利用可能な融資枠（使用済みと未使用の両方）
 - (iv) そのような枠が利用可能と予想される期間並びにそれらが撤回される原因となる可能性のある条件及び特約条項
 - (v) 経営者が短期の融資枠及びスキームを使用することを意図している範囲（例えば、サプライヤー・ファイナンスや債権ファクタリング）
 - (vi) 企業の財政状態に関しての経営者の目標又は方針（例えば、企業の目標資本構成又は目標とする信用格付け）
 - (c) 財務的資源の配分に対する経営者のアプローチの説明（次のことの説明を含む）
 - (i) 経営者が、企業の財務的資源の競合的な用途の優先順位をどのように付けているか及び将来において財務的資源をどのように配分する計画であるのか（例えば、営業への再投資、合併及び買収、株式の買戻し若しくは債務の早期返済又は配当支払）
 - (ii) 財務的資源の配分に対する経営者のアプローチが、企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略とどのように合致しているか
 - (iii) 経営者が投資機会を評価するために、どのような判断規準を使用しているか
 - (d) 戦略を実行するために必要となる財務的資源、又は財務的資源の配分に対する経営者のアプローチにおける前報告期間以降の変化の説明

戦略の実行における進捗度

- 15.12 戦略の実行における進捗度に関する重要性がある情報（6.6 項(f)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) マイルストーンへの到達及び目標の達成に向けての進捗度の分析。指標により裏付けられ、例えば、次のことを扱う。

経営者による説明

- (i) 達成した目標及びマイルストーン並びに未達成のものに向けての進捗度
 - (ii) 当報告期間に達成した進捗度及び目標の最も古い対象期間の開始時以降又は直近のマイルストーンへの到達時以降の累積の進捗度
 - (iii) 差異—進捗度がどれだけ、経営者の過去の予想を満たしたか、上回ったか又は不足しているか
- (b) 当該進捗度に影響を与える諸要因の説明
 - (c) 経営者が差異に対応して戦略をどのように適応させたのかの説明
 - (d) 経営者又は他の従業員に対するインセンティブ・スキームが、戦略の実行における進捗度とどのように連動しているのかの説明。例えば、次のことを扱う。
 - (i) 戦略の実行における進捗度を測定するために使用した指標が、インセンティブ支払を決定するために使用される指標と関連しているかどうか及びどのように関連しているか
 - (ii) インセンティブ・スキームが当報告期間中にどのように変化したか及びその理由

資源及び関係

企業の資源及び関係の性質並びに企業がそれらをどのように活用しているか

15.13 企業の資源及び関係の性質並びに企業がそれらをどのように活用しているかに関する重要性がある情報（7.7項(a)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 企業の資源及び関係の概要及びそれらが当報告期間にどのように変化したか（次のことを含む）
 - (i) 資源及び関係の記述（例えば、独特の技術、原材料、労働力の区分又は顧客基盤）
 - (ii) 資源及び関係の規模に関する定量的情報
- (b) リスク又は特性が互いに異なる主要な資源又は関係の構成要素の分析（例えば、小売顧客と卸売顧客）
- (c) 資源又は関係が事業モデルにおいて果たす役割の説明
- (d) 企業が資源又は関係を活用する方法の変化の説明

企業がどのように資源を入手し関係を維持しているか

15.14 企業がどのように資源を獲得し関係を維持しているのかに関する重要性がある情報（7.7項(b)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 企業が資源にどのようにアクセスしているのかに関する情報、例えば、
 - (i) 企業は資源を直接支配しているのか、それとも他者にアクセスを依存しているのか
 - (ii) 資源に対する企業のアクセスが依存している当事者の身元又は一般的な特性（企業の製品の製造に使用される独特の設備を支配している供給業者、中間業者又は政府機関など）
 - (iii) サプライチェーンの特徴（弾力性又は脆弱性及び混乱の影響の受けやすさ）
- (b) 企業が資源を獲得し関係を維持する方法の変化の説明
- (c) 企業が将来においてどのように資源及び関係を獲得し維持すると予想しているのかに関する情報（次のものを含む）
 - (i) 企業の営業に必要となる資源及び関係の分析
 - (ii) 企業が必要な資源を獲得し必要な関係を維持するための計画、並びに当該計画の実行に影響を与える可能性のある要因の説明（6.6項(e)は、企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を実行するために必要となる財務的資源の獲得のための計画を扱っている）

将来（長期を含む）において資源及び関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある要因

15.15 将来において（長期を含む）資源及び関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある要因に関する重要性がある情報（7.7項(c)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 資源に対する企業の継続的なアクセス又は資源の質に関しての不確実性を生じさせる要因の記述、例えば、
 - (i) 他者が企業のアクセスを短期間の通知で終了させることのできる契約条件又は商業的な特徴
 - (ii) 資源の拠点から生じる不確実性、又は資源の残存耐用年数若しくは物理的な利用可能性に関する不確実性
 - (iii) 法令の考え得る変更又は予想される変更
 - (iv) 企業の活動の環境又は社会への影響のうち、企業がある市場で営業する能力に影響を与える可能性のあるもの（例えば、利害関係者の圧力によるもの）
 - (v) 長期的に資源へのアクセスに影響を与える可能性のある体系的要因（気候関連の規制又は自然環境の変化など）
- (b) 関係の利用可能性又は質に影響を与える要因に関する情報、例えば、

経営者による説明

- (i) 関係の永続性に影響を与える可能性のある主要な契約上及び商業上の要因（顧客又は仕入先が関係を終了させることをより容易に又はより困難にする可能性のある条件）
- (ii) 企業の活動の環境又は社会への影響のうち、顧客との関係に影響を与える可能性のあるもの
- (iii) 経営者が関係の強さに対して重要と考えている企業の文化の諸側面（例えば、倫理的行動に対しての企業の評判によるもの）

資源及び関係の管理における進捗度

- 15.16 資源及び関係の維持における進捗度に関する重要性がある情報（7.7 項(d)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 企業の資源及び関係を管理するために経営者が取った行動の記述、例えば、
 - (i) 企業が資源又は関係を活用する上での有効性を管理するため（例えば、利用度又は生産性の増大によって）
 - (ii) 資源の質を維持するため（例えば、当報告期間中に使用した数量又は残りの利用可能性を管理することによって）
 - (iii) 資源又は関係を発展させるため（例えば、研究開発への投資、スタッフ教育、宣伝、販売促進又は顧客を獲得するための他の行動を通じて）
 - (b) それらの行動の影響の説明（経営者が資源及び関係をモニターし、自らの行動の有効性をモニターするために使用している指標により裏付けられる）

リスク

企業が晒されているリスクの性質

- 15.17 企業が晒されているリスクの性質に関する重要性がある情報（8.5 項(a)参照）には、次の記述が含まれる可能性がある。
- (a) リスクの発生源（資源の不足などの混乱を生じさせる可能性のある要因、事象又は状況）
 - (b) リスクの潜在的な影響（潜在的な混乱の性質、例えば、顧客の注文を履行できないこと）
 - (c) 当報告期間中のリスクの変化

リスクに対する企業のエクスポージャー

- 15.18 リスクに対する企業のエクスポージャーに関する重要性がある情報（8.5 項(b)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に対する混乱の潜在的な規模を**投資者及び債権者**が評価するのに役立つための情報、例えば、
 - (i) リスクに晒されている営業、資源又は関係の記述及び分析
 - (ii) 経営者が作成したシナリオ分析（もしあれば）の結果
- (b) 混乱の確率及び可能性のある時期を投資者及び債権者が評価するのに役立つための情報、例えば、
 - (i) 混乱を生じさせる可能性のある事象の過去の頻度、又は頻度のトレンドに関する統計的情報
 - (ii) 混乱が生じる可能性を低く又は高くする軽減要因又は悪化要因の記述
- (c) 混乱の潜在的な規模、確率又は時期が前報告期間以降にどのように変化したのかを投資者及び債権者が評価するのに役立つための情報

経営者がリスクをどのようにモニターし管理しているのか

- 15.19 経営者がリスクをどのようにモニターし管理しているのかに関する重要性がある情報（8.5項(c)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) リスクのモニタリングに関する企業のプロセス及び統制の記述。この記述は、リスクの監督に責任を負う機関又は個人を識別する場合がある。
 - (b) 混乱の規模又は確率を減らすために経営者が取ったか又は取ることを計画している行動の記述

経営者は、混乱が生じた場合に、どのように混乱を軽減させるのか

- 15.20 経営者が、混乱が生じた場合に、どのように混乱を軽減させるのかに関する重要性がある情報（8.5項(d)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 経営者が過去に混乱を軽減させるために取った行動の記述及び当該行動の有効性の分析
 - (b) 将来において混乱が生じた場合に、経営者が混乱を軽減するために取ることを計画している行動の記述及び当該行動の期待される効果

リスクの管理における進捗度

- 15.21 リスクの管理における進捗度に関する重要性がある情報（8.5項(e)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。
- (a) 経営者が次のことをモニターするために使用している指標
 - (i) リスクに対する企業のエクスポージャーの程度

経営者による説明

- (ii) 経営者のリスク管理の有効性
- (b) それらの指標に影響を与える要因の説明
- (c) 過去のリスク管理の有効性の分析（例えば、過去の行動がリスクに対する企業のエクスポージャーをどれだけよく減少させたか）

外部環境

企業の外部環境における諸要因及びトレンドの性質

15.22 企業の外部環境における諸要因及びトレンドの性質に関する重要性がある情報（9.7 項(a)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 企業の外部環境の概要（企業の直接的な環境とより幅広い環境の両方を扱う）
- (b) 企業に影響を与えたか又は影響を与える可能性のある企業の外部環境における諸要因及びトレンドの説明（次のことを扱う）
 - (i) 当報告期間における諸要因及びトレンドの進展
 - (ii) 当該要因及びトレンドをモニターするために使用している指標（それらの源泉を含む）
 - (iii) 経営者が意思決定の基礎とした諸要因及びトレンドの将来の進展に関する仮定

企業の外部環境における諸要因及びトレンドが企業にどのように影響を与えたか又はどのように影響を与える可能性があるか

15.23 企業の外部環境における諸要因及びトレンドが、企業にどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるかに関する重要性がある情報（9.7 項(b)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 企業の外部環境における諸要因及びトレンドが、企業にどのように影響を与えたか又は短期、中期又は長期においてどのように影響を与える可能性があるかを投資者及び債権者が理解するのに役立つための情報
 - (i) 企業の事業モデル（例えば、規制の変更により、企業の製品又はサービスの競争力を低下させるようなコストが課されると予想される場合）
 - (ii) 事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略（例えば、顧客のニーズを満たす新しい方法の出現で、企業の製品の位置付けを変更する機会が提供されている場合）
 - (iii) 資源又は関係（例えば、熟練作業員に対する需要の増大により、企業がそうした作業員を維持することがより困難となっている場合）

- (iv) 企業が直面しているリスク（例えば、政治の不安定性により将来の資源の不足のリスクが増加する場合）
- (b) あるトレンド又は要因が企業に与える影響が不確実である場合に、その不確実性の説明、並びに投資者及び債権者が次のことを評価するのに役立つための情報
 - (i) 当該トレンド又は要因が、短期、中期又は長期にわたりどのように進展すると予想されるか
 - (ii) 企業にとっての考えられる結果の範囲

経営者が企業の外部環境における諸要因及びトレンドをどのようにモニターし、どのように対応することを計画しているか

15.24 経営者が企業の外部環境における諸要因及びトレンドをどのようにモニターし、どのように対応することを計画しているかに関する重要性がある情報（9.7項(c)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 経営者が外部環境における諸要因及びトレンドをどのようにモニターしているかの記述、並びに経営者が当該要因及びトレンドをモニターするために使用している指標
- (b) 経営者が当該要因及びトレンドにどのように対応することを計画しているかの記述。この説明は、例えば、経営者が次のことをするために踏むことを計画している手順を扱う場合がある。
 - (i) 新たな機会を活用するために、企業の事業モデル、又は当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を調整する。
 - (ii) 資源の利用可能性を確保するか又は関係を維持する。
 - (iii) 増大するリスクを緩和する。

企業の外部環境における諸要因及びトレンドへの対応における進捗度

15.25 企業の外部環境における諸要因及びトレンドへの対応の進捗度に関する重要性がある情報（9.7項(d)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 経営者が当該要因及びトレンドにどのように対応したのかの記述
- (b) 当該対応の影響の説明（経営者が当該影響をモニターするために使用した指標により裏付けられる）

財務業績及び財政状態

どのような要因が、当報告期間において企業の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来（長期を含む）において影響を与える可能性があるか

経営者による説明

15.26 当報告期間の企業の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来（長期を含む）において影響を与える可能性のある諸要因に関する重要性がある情報（10.6 項(a)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 当報告期間における企業の財務業績及び財政状態の概要
- (b) 当報告期間における企業の財務業績及び財政状態の主要な諸側面の記述
- (c) 当報告期間における企業の財務業績及び財政状態の指標
- (d) 当該指標の金額の過去の期間からの変化の説明（寄与している各要因の影響を数量化する）。この説明は次のことを扱う可能性がある。
 - (i) 収益のドライバー（例えば、さまざまなドライバーの影響を受ける地域若しくは製品区分の識別又は収益が価格、数量及び製品構成にどのように影響を受けるのかの説明）
 - (ii) 原価のドライバー（例えば、企業の事業モデルの特徴を高めるために生じる原価、又は営業原価の固定費と変動費への分解）
 - (iii) キャッシュ・フローのドライバー（例えば、顧客の支払条件の変更又はサプライチェーン・ファイナンスの利用が、当報告期間における企業のキャッシュ・フローにどのように影響を与えたか）
 - (iv) 企業の子会社に対して他の当事者が保有している非支配持分の変動の分析
- (e) 経営者による説明における他の内容領域で議論している事項が、当報告期間における企業の財務業績及び財政状態にどのように影響を与えたのかの説明（例えば、経営者の戦略の実行における進捗度が、企業の収益、営業費用及び営業活動からのキャッシュ・フローにどのように影響を与えたか）
- (f) 企業が義務を履行する能力（長期を含む）に関する情報。当該情報には、次のものが含まれる可能性がある。
 - (i) 企業の流動性及び支払能力の指標の分析（過去の期間からの差異を説明）
 - (ii) 経営者が企業の流動性又は支払能力を管理するために取った行動の影響の分析
 - (iii) 企業の資本構成及び資金調達の取決めの分析
 - (iv) 財務特約条項への企業の遵守又は非遵守に関する情報
 - (v) 当報告期間中の企業の運転資本の必要性が報告期間の末日現在とどのように異なっていたのか、又は将来においてどのように異なると予想されるのかの分析
- (g) たとえ当報告期間においては影響が僅少であった場合でも、将来（長期を含む）における企業の財務業績又は財政状態に影響を与える可能性のある他の既知の又は合

理的に予想される将来の変化の説明（例えば、企業の税金費用と純損益との関係に影響を与える可能性のある税率又は税法の既知の又は予想される変更）

- (h) 当報告期間における企業の財務業績及び財政状態が、どの程度、企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を示しているのかを投資者及び債権者が評価するのに役立つための情報（次のことに関する情報を含む）
 - (i) 通例でない収益及び費用、並びにそれらがどのように企業の将来キャッシュ・フローに影響を与える可能性があるのか
 - (ii) 財務業績のドライバー（又は財務業績のドライバーの影響）の変化のうち、将来（長期を含む）の企業の財務業績に影響を与える可能性のあるもの
 - (iii) 企業の営業、構成又は規模の変化のうち、当報告期間の財務業績に影響を与えたか又は将来において影響を与える可能性のあるもの（例えば、事業の取得又は処分から生じる変化）
- (i) 当報告期間の末日以降の進展のうち、将来の企業の財務業績又は財政状態に影響を与える可能性のあるものの説明。これには、例えば、次のことが含まれる。
 - (i) 予想外の事象
 - (ii) 経営者が将来の業績の兆候として使用している先行指標（受注残高など）の変動

経営者は当報告期間において財務的資源をどのように配分したか

15.27 経営者が当報告期間において財務的資源をどのように配分したかに関する重要性がある情報（10.6項(b)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 当報告期間中の財務的資源の配分的意思決定に関する情報（投資の意思決定が基礎とした目標利益率に関する情報を含む）
- (b) 過去の財務的資源の配分的意思決定によって生み出された実際のリターンに関する情報
- (c) 次のものに対する当報告期間中の支出の分析
 - (i) 継続的な営業の維持
 - (ii) 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を高めること（例えば、顧客の追加、研究開発への投資又は事業の取得）
 - (iii) その他の目的（例えば、株式の買戻し、債務の返済又は配当の支払）
- (d) 承認された将来の支出及び契約した将来の支出の分析

経営者による説明

企業の財務業績及び財政状態は、企業が過去に公表した予測又は目標（もしあれば）と比較してどうなのか

15.28 企業の財務業績及び財政状態が、企業が過去に公表した予測又は目標（もしあれば）と比較してどうなのかに関する重要性がある情報（10.6 項(c)参照）には、次のものが含まれる可能性がある。

- (a) 実際の金額と予測金額又は目標金額との差異（もしあれば）の分析、及びそれらの影響の説明
- (b) それらの差異が生じた理由及びそれらの影響の説明

付 録

付録 A—用語の定義

この付録は、本実務記述書 [案] の不可欠の一部である。

	最初に使用している項	
価値を創出する (create value)	3.1	<p>企業にとって（したがって、その投資者及び債権者にとっても）の価値を創出又は維持する。</p> <p>企業の活動は、企業の将来キャッシュ・フローの現在価値を増大させるか又は維持する場合には、価値を創出する。</p>
将来予測的情報 (forward-looking information)	3.6	<p>考え得る将来の取引、その他の事象又は状況に関する情報。将来予測的情報には次のものが含まれる。</p> <p>(a) 経営者の予測又は目標</p> <p>(b) 投資者及び債権者が企業の見通しを評価するのに役立つその他の情報（例えば、企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略に関する情報）</p>
一般目的財務諸表 (general purpose financial statements)	1.2	自らの特定の情報ニーズに合わせた報告書を作成することを企業に要求する立場にない投資者及び債権者のニーズを満たすことを意図している財務諸表
投資者及び債権者 (investors and creditors)	3.1	企業の一般目的財務諸表及び経営者による説明の主要な利用者、すなわち、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者
主要事項 (key matters)	3.16	企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である事項
経営者による説明 (management commentary)	1.2	<p>企業の財務諸表を補完する報告書。企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因及び将来において企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察を提供する。</p> <p>経営者による説明は、より大きな報告書の一部として関連する財務諸表に添付される場合もあれば、独立した報告書である場合もある。また、別の名称で呼ばれる場合もある。</p>
重要性がある (material)	3.2	経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性がある。

公開草案—2021年5月

指標 (metric)	3.18	企業の財務又は非財務の業績又は状態の定性的側面又は定量的側面をモニターするために使用される測定値。
認識される（資産及び負債を記述する際に） (recognised) (when describing assets and liabilities)	4.1	企業の財政状態計算書に記録される資産及び負債に 含まれる。 IFRS 基準における認識規準は、企業が一部の種類の資産及び負債（例えば、一部の自己創設無形資産）を認識することを禁じている。
報告期間 (reporting period)	1.6	財務諸表及び関連する経営者による説明が対象としている期間

付録 B—長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項

この付録は、本実務記述書 [案] の不可欠の一部である。

はじめに

- B1 投資者及び債権者は、企業の財務業績及び財政状態にすでに影響を与えた事項に関する情報とともに、将来（長期を含む）において企業に影響を与える可能性のある事項に関する情報を必要とする。そうした事項には、企業の無形の資源及び関係（企業の財務諸表において資産として認識されていない資源を含む）に関する事項並びに環境・社会・ガバナンス（ESG）事項が含まれる可能性がある。
- B2 本実務記述書 [案] に準拠するために、経営者による説明は、そうした事項に関する情報に重要性があれば当該情報を提供する。経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性がある（3.2 項参照）。
- B3 情報が主要事項に関連している場合には重要性がある可能性がある。主要事項とは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である事項である（長期を含む）。経営者による説明は主要事項に焦点を当てる（4.7 項参照）。

長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに環境的及び社会的事項

- B4 この付録は、どのような情報を次のことに関して提供する必要があるのかを決定するにあたり経営者が考慮する必要のある可能性が高い、本実務記述書 [案] における要求事項及びガイダンスの概要を提供している。
- (a) 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある主要事項—表 B.1
 - (b) 主要な無形の資源及び関係—表 B.2
 - (c) 主要な環境的及び社会的事項—表 B.3
- B5 B14 項の後の各表には、適用される要求事項及びガイダンスの要約した記述を、追加的な詳細への相互参照とともに含めている。各表は、新しい要求を取り入れていない。それぞれの記述に、事実パターンを示す例示（斜体）を付けており、それから、その事実パターンにおいて、経営者が当該要求事項及びガイダンスを、どの事項が主要であるか及びどの情報が重要性があるかを識別するにあたり、どのように考慮する可能性があるのかを示している。例示は見本となる開示を提供するものではなく、経営者は本実務記述書 [案] における開示目的を満たすために他の情報を提供することが必要となる場合がある。
- B6 経営者による説明における重要性がある情報には、経営者が主要事項をモニターし当該事項の管理における進捗度を測定するために使用している指標が含まれる可能性が高

い。表におけるいくつかの例示は、特定の企業の経営者が使用していて、その事実パターンにおいてこの情報に重要性があると経営者が判断する場合に経営者による説明において報告する指標に言及している。ある表がある指標を記述していることは、その指標がすべての場合に当てはまることや、提供する必要があることを必ずしも示すものではない。

- B7 表 B.1 から表 B.3 は、主要である可能性のある事項及び重要性がある可能性のある情報を経営者が識別するのに役立つように設計されている。経営者は、企業の状況においてどの情報に重要性があるのかを決定する。例えば、ある企業の拠点の 1 つに希少な水資源があり、閉鎖の脅威がある場合、投資者及び債権者は、水不足に対する企業のエクスポージャーに関する情報を必要とする可能性がある。その拠点における水の消費に関する情報は、投資者及び債権者にとって重要性がある可能性があるが、企業の他の拠点における水の消費に関する情報は重要性がない可能性がある。
- B8 表 B.1 から B.3 は、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びに環境的及び社会的事項についての報告を区分して論じている。
- B9 時には、複数の表が、同じ主要事項又は同じ重要性がある情報を経営者が識別する結果を生じさせる可能性のある要求事項又はガイダンスを含んでいる。例えば、企業における専門家である従業員との関係は、主要な無形の関係、主要な社会的事項、又は企業の長期的な見通しに影響を与える主要事項と見ることができる。
- B10 逆に、いくつかの要求事項及びガイダンスが複数の表に現れている。例えば、第 7 章の要求事項と 15.13 項から 15.16 項におけるガイダンスは、主要な無形の関係に関する重要性がある情報及び主要な社会的事項に関する重要性がある情報に、同様に適用される。当該要求事項又はガイダンスの適用によって識別される重要性がある情報を、経営者による説明において複数回提供する必要はない。
- B11 表 B.1 から B.3 は、情報を報告するための順序や構成を定めているものではない。

ガバナンス事項

- B12 経営者による説明は、企業のガバナンスのいくつかの側面及び影響についての洞察を提供する場合がある。例えば、何らかの洞察が、戦略についての経営者の記述、主要事項の管理における進捗度についての情報、又はインセンティブ制度のために使用されている指標と経営者の戦略の実行における進捗度のモニタリングのために使用されている指標との間の差異に関する情報から、得られる場合がある。投資者及び債権者は、企業の資源についての経営者の受託責任を評価するために、そうした情報を必要とする可能性がある。しかし、本実務記述書 [案] は、企業のガバナンスについての包括的又は詳細な報告を要求していない。ガバナンスは通常は国内法で規制されており、国内法は企業がガバナンスに関する具体的な情報を提供することも要求している場合がある。

他の公表されている要求事項及びガイダンス

経営者による説明

- B13** 記述的報告についての公表されている要求事項又はガイドライン（例えば、業界団体又はサステナビリティ報告に関心のある機関が公表したガイドライン）は、環境的及び社会的事項並びに投資者及び債権者の関心がある可能性のある当該事項に関する情報を経営者が識別するのに役立つ可能性がある（12.6 項参照）。本実務記述書 [案] における要求事項を適用するにあたり、そうした情報が投資者及び債権者にとって重要性があると経営者が判断する場合には、経営者はそうした情報を経営者による説明に含める。
- B14** 経営者は、重要性はないが本実務記述書 [案] 以外の公表されている要求事項又はガイドラインに準拠するために企業が開示する必要のある追加的な情報を経営者による説明において提供する場合もある。しかし、当該情報の一部が企業の投資者及び債権者にとって重要性がない場合には、経営者は、重要性がある情報を覆い隠さない方法で当該情報を表示しなければならない（13.18 項参照）。

表 B.1 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項についての報告

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項 又は重要性がある可能性のある情報の例
第3章—経営者による説明の目的		
B.1.1 すべての時間軸にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力	<p>3.1 項は、経営者による説明が、すべての時間軸（将来を含む）にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供することを要求している。</p> <p>3.11 項から 3.14 項は、情報が当該能力についての投資者及び債権者の評価に影響を与えるかどうかの判断についてのガイダンスを示している。</p>	<p>ある会社が、製造に対するコスト最小化のアプローチを採用しており、それは製品の品質についての評判を損ない、長期的に製品に対する需要を減少させる可能性がある。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、当該アプローチの実行における進捗度について報告する。これには、当該アプローチの短期的な影響（例えば、コスト節減）及び長期的な影響（例えば、製品の不良品率）をモニターするために使用する指標が含まれる。</p>
B.1.2 企業の資源についての経営者の受託責任	<p>3.3 項(b)は、経営者による説明における情報は、投資者及び債権者が企業の資源についての経営者の受託責任（すなわち、経営者がどれだけ効率的かつ効果的に、当該資源を使用し保護したか）を評価するのに役立つと述べている。</p>	<p>航空会社の経営者が、需要の一时的な低下のため、着陸権の1つを放棄した。</p> <p>この航空会社の資源についての経営者の受託責任を投資者及び債権者が評価できるようにするため、経営者による説明には、放棄した権利に関する情報を含め、この航空会社が当該権利を再取得できるかどうか及びその方法、並びにこれが需要の低下からの回復のための経営者の長期計画にどのように影響を与えるのかを説明する。</p>

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第 12 章—重要性の判断の行使		
B.1.3 重要性の判断の行使	12.7 項から 12.9 項及び関連する注釈は、情報に重要性があるかどうかの評価についてのガイダンスを提供している。結果が不確実な考えられる将来事象に関する重要性の判断の行使は、当該事象が企業の将来キャッシュ・フローの金額及び時期に与える潜在的な影響（長期を含む）の検討を伴う。	ある石油・ガス会社の経営者は、環境法制の予想されるトレンドが、企業に営業の根本的な縮小を生じさせる可能性があることを知っている。 当該会社の経営者による説明は、縮小が例えば 10 年後に生じる場合であっても、そうした法制の予想されるトレンド及び当該トレンドへの経営者の対応に関する重要性がある情報を提供する。
第 4 章—Part B への導入—内容領域		
B.1.4 主要事項	4.7 項は、経営者による説明は主要事項（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に不可欠である事項）に焦点を当てることを要求されると述べている。	ある製造会社の長期的な見通しが、新市場への参入に依存している。 当該製造会社の経営者は、当該市場への参入のための経営者の戦略を、戦略の主要な側面として識別し、それに関する重要性がある情報を提供する。そうした情報には、経営者が当該戦略の実行における進捗度をモニターするために使用している指標（例えば、当該製造会社の市場占有率）が含まれる可能性がある。

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第5章—事業モデル	
<p>B.1.5 事業モデルの記述</p>	<p>5.1 項は、企業の事業モデルとは企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生成しようとするプロセス（長期を含む）の統合化されたセットであると述べている。</p> <p>あるエンジニアリング会社の競争上の優位は、サービスの質を支えるための高水準のスタッフの専門能力に依存している。</p> <p>当該会社の経営者による説明における事業モデルの記述には、スタッフの専門能力及びサービスの質を維持するために設計されたプロセス（長期を含む）に関する情報を含める。これらのプロセスに関する重要性がある情報には、それらをモニターするために使用される指標が含まれる可能性がある。</p>
<p>B.1.6 企業の事業モデルの適応可能性、弾力性及び永続性</p>	<p>5.6 項(b)から 5.6 項(c)は、経営者による説明における情報が、企業の事業モデルの適応可能性、弾力性及び永続性を投資者及び債権者が評価するための十分な基礎を提供することを要求している。事業モデルのそれらの特徴は、企業が長期的に価値を創出しキャッシュ・フローを生み出し続ける能力に影響を与える可能性がある。</p> <p>ある包装会社は、生物により分解される原料についての単一の特許に依存している。この特許は10年後に期限切れとなる。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、企業の当該特許への依存の程度を説明する。これには経営者が使用している関連する指標（例えば、その原料を使用して生産した製品からの収益）が含まれる。経営者による説明はまた、会社が製品の範囲を多様化させるのに役立つ可能性のある新たな革新的な材料の開発に対する投資の水準も示す。</p>

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
<p>B.1.7</p> <p>企業の事業モデルの主要な特徴</p>	<p>5.9 項は、主要なものと識別される可能性があり、したがって経営者による説明において議論することが必要となる企業の事業モデルの特徴の例を示している。これには、将来（長期を含む）において企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に関する不確実性を生じさせる可能性のある特徴が含まれる。</p>	<p>食事キットの販売会社が、市場における競争の増大のため顧客との関係を容易に失う可能性がある。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、これらの関係への企業の依存を事業モデルの主要な特徴と識別し、当該特徴に関する重要性がある情報を提供する。これには、当該関係の維持における企業の進捗度（例えば、顧客の再注文率）及び新規の関係の構築における企業の進捗度に関する情報が含まれる。</p>
<p>B.1.8</p> <p>企業の事業モデルの記述されている目的との合致</p>	<p>15.3 項(g)は、企業の事業モデルについて、重要性がある可能性のある情報の例を示している。企業が目的についての声明を発表している場合に、企業の事業モデルが企業の記述した目的（通常、企業が長期において最終的に何を達成しようとしているのかを示す）とどのように関連するのかの説明である。</p>	<p>ある製薬会社が、特定の病状との戦いを中心とした目的を有している。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、会社とその病状のための治療薬の製造及びより効果的な治療薬の長期的な開発によって、この目的をどのように達成しようとしているのかを説明する。当該会社の事業モデルを記述するにあたり、経営者は、製造と開発の両方の活動を記述する。</p>

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
<p>B.1.9 企業の活動が環境及び社会に与える影響</p>	<p>企業の活動が環境又は社会に与える影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は影響を与える可能性がある場合、5.7項(c)は、経営者による説明における情報が、投資者及び債権者がそれらの影響を理解できるようにすることを要求している。</p> <p>15.5項から15.6項は、そのような影響及び当該影響の管理における進捗度について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。</p>	<p>ある採掘会社の環境への影響が、会社が採掘免許を維持し新しい免許を確保する能力に影響を与える可能性がある。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、当該影響に関する情報を提供する。これには、経営者が当該影響をモニターするために使用している指標が含まれる（例えば、産出した廃棄物の量）。</p>
<p>第6章—戦略</p>		
<p>B.1.10 戦略の主要な側面</p>	<p>6.7項は、経営者による説明が戦略の主要な側面（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）の維持及び発展に不可欠な側面）に焦点を当てることを要求している。</p>	<p>ある製造業者が、新興の技術を持った会社との競争に直面している。経営者はこの競争を管理するための戦略（長期を含む）を策定した。当該戦略は、製品の革新に基づいている。</p> <p>当該製造業者の経営者は、この戦略を主要と識別し、経営者による説明は当該戦略に関する重要性がある情報を提供する。これには、経営者が製品の革新における進捗度をモニターするために使用している関連する指標が含まれる（例えば、過去2年間に市場に導入された新製品が生み出した収益の比率）。</p>

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
<p>B.1.11 経営者の戦略のドライバー</p>	<p>6.6 項(a)は、経営者による説明における情報が、経営者の戦略のドライバーを投資者及び債権者が理解できるようにすることを要求している。それらのドライバーには、企業の記述している目的（企業が最終的に何を長期的に達成しようとしているのか）が含まれる可能性がある。</p>	<p>ある製薬会社が、特定の病状との戦いを中心とした記述した目的を有している (B.1.8 も参照)。この目的に導かれて、経営者の戦略は、新しい研究能力の確立を含んでいる。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、新しい研究能力の確立のための経営者の戦略を説明し、当該戦略のこの部分が企業の記述している目的に導かれている旨を記述し、その記述している目的を示す。</p>
<p>B.1.12 経営者の戦略の目標並びに関連するマイルストーン及び計画</p>	<p>6.6 項(b)から 6.6 項(d)は、経営者による説明における情報が、経営者の戦略の目標（これは企業の方向性（長期を含む）を示す）並びに当該目標に向けてのマイルストーン及びその達成のための計画を投資者及び債権者が理解できるようにすることを要求している。</p> <p>15.8 項から 15.10 項は、目標、マイルストーン及び計画について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。</p>	<p>ある製造会社が、製品の品質についての一流の評判を確立するという長期的な目標を有している。</p> <p>当該製造会社の経営者による説明は、この目標を説明し、当該目標が達成されると予想される時間枠を示す。経営者による説明はまた、この目標に向けての道筋における経営者のマイルストーンを記述する。これには、例えば、当該製造会社に製品の品質に対するより大きな支配力を与えるために部品製造を社内で行う計画の実行のためのマイルストーンが含まれる。</p>

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
<p>B.1.13 経営者の戦略の実行における進捗度</p>	<p>6.6 項(f)は、経営者による説明が、戦略の実行における進捗度（長期的な目標の達成に向けての進捗度を含む）を投資者及び債権者が理解できるようにするための情報を提供することを要求している。</p> <p>15.12 項は、経営者の戦略の実行における進捗度について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。</p>	<p><i>B.1.12 の例からの続き</i></p> <p>当該製造会社の経営者による説明は、この長期的な目標の達成に向けての進捗度について報告する。これには、経営者が進捗度をモニターするために使用している指標が含まれる（例えば、欠陥のある製品の数、及び社内で製造した部品の比率）。</p>
<p>B.1.14 経営者の戦略の実行における進捗度に連動したインセンティブ制度</p>	<p>15.12 項(d)は、経営者の戦略について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。経営者又は他の従業員に対するインセンティブ・スキームが、当該戦略の実行（長期を含む）における進捗度とどのように連動しているのかの説明である。</p>	<p>ある小売会社が、新しい市場に参入しており、経営者は当該市場で5年後に20%のシェアを達成することを目標としている。当該小売業者の経営者インセンティブ・スキームは、この目標の達成における進捗度に連動している。</p> <p>当該小売会社の経営者による説明は、市場占有率をモニターするために使用している指標を報告し、同じ指標が経営者のインセンティブ報酬を決定するためにも使用されているかどうかを説明する。</p>

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
<p>B.1.15</p> <p>経営者の戦略を実行するために必要となる財務的資源</p>	<p>15.11 項(a)から 15.11 項(b)は、経営者の戦略（長期的な目標を含む）を実行するために必要となる財務的資源について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。</p>	<p>ある会社の長期的な目標は、新しい市場での営業に再度焦点を当てることである。経営者は、会社が意図した市場占有率に到達する前に収益性が低下する期間があると予想している。この収益性の低下は、追加的な外部資金調達の必要を生じさせることになる。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、どのような水準の財務的資源が長期的な目標に到達するために（例えば、企業が意図した市場占有率に到達する間に、損失を生じさせる営業の資金を賄うため）必要となると予想されるのかを示す。経営者による説明はまた、経営者が長期的な目標を達成するための戦略の資金をどのように賄うことを意図しているのかも説明する。これには、戦略の実行のために必要な追加的な資源の入手の条件が含まれる。</p> <p>経営者による説明はまた、企業の既存の資金の取決めにおける特約条項の条件、及び当該特約条項への違反があった場合に代替的な資金を得るためのコンティンジェンシー・プランも説明する。</p>

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第7章—資源及び関係	
<p>B.1.16</p> <p>資源の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある諸要因</p>	<p>15.15 項(a)は、企業の資源の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある諸要因について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。そうした情報には、長期的に当該資源へのアクセスに影響を与える可能性のある企業より幅広い環境における体系的な諸要因に関する情報が含まれる可能性がある。</p> <p>ある鉱山会社の生態学的に敏感な地域での活動の影響に対する一般大衆からの懸念が、影響を受ける鉱山を営業する規制上の許可の更新についての不確実性を生じさせている。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、当該許可の更新のための条件及びその更新についての不確実性を生じさせる諸要因に関する情報を提供する。これには、経営者が当該要因の管理における進捗度をモニターするために使用している指標が含まれる。</p>
<p>B.1.17</p> <p>関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある諸要因</p>	<p>15.15 項(b)は、企業の関係の利用可能性又は質に将来（長期を含む）において影響を与える可能性のある諸要因について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。</p> <p>あるコンサルタント会社は、提供する助言の誠実性についての評判に依存している。</p> <p>当該コンサルタント会社の経営者による説明は、すべての時間軸にわたり助言の誠実性を支えることに重要である当該会社の文化の諸側面に関する情報を提供し、経営者がそれらの側面をモニターするために使用している指標を報告する。</p>

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第 8 章—リスク	
<p>B.1.18 企業が晒されているリスク</p>	<p>8.6 項は、経営者による説明が主要なリスク（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）を根本的に阻害する可能性のあるリスク）に焦点を当ててを要求している。そうしたリスクには、企業の事業モデル又は企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を根本的に阻害する可能性のあるリスクが含まれ、混乱を長期的にのみ生じさせる可能性のあるリスクが含まれる（8.7 項から 8.8 項）。</p> <p>8.3 項から 8.5 項は、そうしたリスクについて、所定の開示目的を満たす情報を要求している。</p> <p>あるソフトウェア開発会社の事業モデルが、自社の製品に対する需要を長期的に大幅に低下させる可能性のある代替的なソリューションの出現によって脅かされている。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、このリスクに関する情報を提供する。これには、当該リスクに対する当該会社のエクスポージャーに関する情報（例えば、代替的ソリューションから生じるリスクに晒されている活動に帰属する当該会社の収益及び利益の比率に関する情報）及び当該リスクを低減させるための経営者の計画（例えば、新しいソフトウェア製品の開発による）が含まれる。</p>
第 9 章—外部環境	
<p>B.1.19 外部環境が企業に与える影響</p>	<p>9.8 項は、経営者による説明が企業の外部環境における主要な要因及びトレンド（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に根本的に影響を与えたか、又は影響を与える可能性のある要因及びトレンド）に焦点を当ててを要求している。</p> <p>9.5 項から 9.7 項は、外部環境におけるそうした要因及びトレンドについて、所定の開示目的を満たす情報を要求している。</p> <p>人口統計の変化により、ある生命保険会社が提供する異なる種類の商品に対する需要が生じる可能性がある。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、当該変化に対するプラス及びマイナスのエクスポージャーを記述し、経営者が当該変化に対応して当該会社の製品の範囲及び販売流通方法をどのように変化させているのかを説明する。</p>

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第10章—財務業績及び財政状態		
B.1.20 財務業績及び財政状態に影響を与える可能性のある諸要因	<p>10.4 項から 10.6 項は、企業の財務業績及び財政状態について、所定の開示目的を満たす情報を要求している。当該目的の1つは、提供される情報が、どのような要因が将来（長期を含む）において企業の財務業績及び財政状態に影響を与える可能性があるのかを投資者及び債権者が理解できるようにすることである。そうした要因には、企業の事業モデルの主要な特徴、経営者の戦略の主要な側面、主要な資源及び関係、主要なリスク並びに企業の外部環境における主要な要因及びトレンドが含まれる可能性が高い。</p> <p>15.26 項は、企業の財務業績及び財政状態に影響を与える可能性のある要因について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。</p>	<p>ある会社の経営者が、責任ある行動についての評判を維持するために、汚染を生じさせる活動から長期的には撤退することを意図している。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、当該活動から撤退するという経営者の意図を開示し、当該活動から生じ当期の財務諸表に含まれている収益及び費用についての情報を提供する。</p>

経営者による説明

表 B.2 無形の資源及び関係についての報告

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第 7 章—資源及び関係	
<p>B.2.1 主要な資源及び関係</p>	<p>7.8 項は、経営者による説明が企業の主要な資源及び関係（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力が根本的に依存している資源及び関係）に焦点を当てることを要求している。</p> <p>7.3 項は、議論すべき資源及び関係は、企業の財務諸表で資産として認識されているものに限定されないと述べている。</p> <p>7.9 項は、主要と識別される可能性のある資源又は関係の例を示している。これには、独占的な権利又は独特のノウハウなどの無形の資源及び関係の例が含まれる。</p> <p>ある製造会社は、重要な市場にアクセスできる。これは特定の販売業者との関係を維持していることのみによるものである。</p> <p>当該製造会社の経営者は、当該販売業者との関係を主要と識別し、それらに関する重要性がある情報を経営者による説明において提供する。</p>
<p>B.2.2 企業の主要な資源及び関係に関する情報</p>	<p>7.5 項から 7.7 項は、資源及び関係（無形の資源及び関係を含む）について、所定の開示目的を満たす情報を要求している。</p> <p>15.13 項から 15.16 項は、企業の資源及び関係（無形の資源及び関係を含む）について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。</p> <p><i>B.2.1 項の例からの続き</i></p> <p>当該製造業者の経営者による説明は、販売業者との関係の重要な特徴を記述し、当該製造業者の当該関係への依存の程度に関する情報を提供する（例えば、それらに依存している収益に関する情報）。経営者による説明はまた、当該関係を維持し発展させるための経営者の行動に関する情報を提供し、それらの管理における進捗度（経営者が進捗度をモニターするために使用している指標を含む）について報告する。</p>

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第5章—事業モデル		
B.2.3 企業のプロセスに関する情報	15.4 項(c)は、企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクルについて、重要性がある可能性のある情報の例を示している。そうした情報には、企業の資源及び関係（無形の資源及び関係を含む）の獲得、維持又は強化に伴うプロセスに関する情報が含まれる可能性がある。	ある専門的サービス会社の成功は、従業員の技術的な専門能力に依存している。 当該会社の経営者による説明は、当該会社のスタッフ教育プログラムに関する情報を、経営者が使用している関連する指標（例えば、当該プログラムへの投資の水準）を含めて、提供する。
第6章—戦略		
B.2.4 経営者の戦略の主要な側面及び当該側面に関する情報	6.8 項は、主要と識別される可能性があり、したがって経営者による説明において議論する必要がある企業の戦略の諸側面の例を示している。そうした側面には、資源又は関係（これには無形の資源及び関係が含まれる可能性がある）に対する企業のアクセスの維持又は強化、並びに当該資源及び関係の質の維持又は強化のための経営者の戦略が含まれる可能性がある。 6.4 項から 6.6 項は、経営者の戦略について、所定の開示要求を満たす情報を要求している。	ある消費者向け製品の会社は、倫理的行動についての顧客からの評判を維持することを目標としている。 当該会社の経営者は、戦略のこの側面を主要と識別し、それに関する情報を経営者による説明において提供する。これには、会社の評判の維持及び発展における進捗状況に関する情報が含まれ、経営者が使用している関連する指標により裏付けられる（例えば、ブランドの誠実性評価の結果）。

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例	
第 8 章—リスク		
<p>B.2.5</p> <p>主要なリスク及び当該リスクに関する情報</p>	<p>8.7 項は、主要と識別される可能性があり、したがって経営者による説明において議論する必要があるリスクの例を示している。そうしたリスクには、無形の又はその他の資源を根本的に阻害するか又は、例えば、企業の評判を損なうことにより、関係を根本的に阻害する可能性のある事象及び状況のリスクが含まれる可能性がある。8.3 項から 8.5 項は、リスクについて、所定の開示目的を満たす情報を要求している。</p>	<p>あるメディア会社の広告収益を生み出す能力は、購読者基盤に根本的に依存している。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、購読者との関係を根本的に阻害する可能性のあるリスクに関する情報を提供する。そうした情報には、市場への考えられる新規参入者に関する情報及び購読者が競合他社に移るリスクを管理するために経営者が取っている行動に関する情報が含まれる可能性がある。</p>
第 9 章—外部環境		
<p>B.2.6</p> <p>外部環境における主要な要因及びトレンド並びに当該トレンド及び要因に関する情報</p>	<p>9.9 項は、主要と識別される可能性があり、したがって経営者による説明において議論する必要がある、企業の外部環境における要因及びトレンドの例を示している。そうした要因及びトレンドには、企業の無形の又はその他の資源及び関係に関連する要因及びトレンドが含まれる可能性がある。</p> <p>9.5 項から 9.7 項は、企業の外部環境について、所定の開示目的を満たす情報を要求している。</p>	<p>ある金融サービス会社のカスタマー・ロイヤルティは、変化する顧客の選好の影響を受けている。</p> <p>当該会社の経営者は、こうした顧客の選好の変化を企業の外部環境における主要な要因と識別し、経営者による説明において当該変化に関する情報（経営者がどのようにそれに対応しているのかに関する情報を含む）を提供する。</p>

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第10章—財務業績及び財政状態		
B.2.7 企業の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は影響を与える可能性のある諸要因	10.6 項(a)は、経営者による説明における情報が、どのような要因が企業の当報告期間の財務業績及び財政状態に影響を与えたのか又は将来（長期を含む）において影響を与える可能性があるのかを投資者及び債権者が理解できるようにすることを要求している。そうした要因には、他の内容領域について議論された事項（無形の資源及び関係に関連する事項を含む）が含まれる可能性が高い。	定額制のストリーミング会社の経営者が、加入者基盤の1つのセクションを構築するための計画を策定している。 当該会社の経営者による説明は、この計画の実行が当該会社の財務業績にどのように影響を与える可能性があるのかを説明し（例えば、経営者が構築することを計画している加入者基盤のセクションを記述することによって）、当該セクションに関する指標を示すとともに当該計画の実行の予想されるコストを説明する。
B.2.8 資源及び関係の強化に対する支出	15.27 項は、当報告期間における企業の財務的資源の配分について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。そうした情報には、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力の強化に対する企業の支出（研究開発への投資など）に関する情報が含まれる場合がある。	サイバーセキュリティのソリューションを提供しているある会社の長期的な見通しが、新製品を引き続き開発することに根本的に依存している。 当該会社の経営者による説明は、当該会社の新製品の開発に関する情報（当該会社の研究開発支出の分析を含む）を提供する。

経営者による説明

表 B.3 環境的及び社会的事項についての報告

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第 4 章—Part B への導入—内容領域		
B.3.1 主要事項の識別	<p>4.9 項から 4.10 項は、主要事項の識別についてのガイダンスを示している。4.10 項は、企業の顧客、仕入先、従業員又は他の利害関係者が提起した事項が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である場合には、当該事項は主要である可能性があると説明している。</p>	<p>あるスキンケア製造会社のサプライチェーンの誠実性は、重大な公共の懸念の対象である。その懸念は、多数の顧客の喪失につながる可能性があり、これは当該製造会社が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に根本的な影響を与える可能性がある。</p> <p>当該製造会社の経営者は、サプライチェーンの誠実性を主要事項として識別し、それに関する情報（この事項の管理における進捗度に関する情報を含む）を経営者による説明において提供する。</p>
第 7 章—資源及び関係		
B.3.2 主要な資源及び関係	<p>7.8 項は、経営者による説明が主要な資源及び関係（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力が根本的に依存している資源及び関係）に焦点を当てることを要求している。7.9 項は、主要と識別される可能性のある資源及び関係の例を示している。</p> <p>7.2 項(b)は、企業の資源には、未採掘又は未収穫の天然資源に対する権利が含まれる場合があると述べている。</p> <p>7.4 項(b)は、企業の関係には、政府、規制当局、非政府機関又は地域コミュニティとの関係が含まれる場合があると述べている。</p>	<p>ある電池製造業者の生産プロセスは、実行可能な代替案のない希少な天然資源に依存している。</p> <p>当該製造業者の経営者は、この希少な天然資源を主要と識別し、それに関する重要性がある情報を経営者による説明において提供する。それには、当該製造業者が当該資源の十分な量を手に入れる能力を評価するために必要とされる情報が含まれる。</p>

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
<p>B.3.3</p> <p>主要な資源及び関係に関して提供すべき情報</p>	<p>7.5 項から 7.7 項は、資源及び関係について、所定の開示目的を満たす情報を要求している。B.3.2 で説明したように、資源には、例えば、天然資源に対する権利が含まれる場合があり、関係には、政府、規制当局、非政府機関又は地域コミュニティとの関係が含まれる場合がある。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、その社会的目的はどのようなものか及びそれが営業の維持に不可欠である理由を説明する。経営者による説明はまた、当該目的の充足における会社の成功を経営者がどのようにモニターしているのかを説明し、経営者が当該成功をモニターするために使用している指標を報告する。</p>
<p>第 9 章—外部環境</p>	
<p>B.3.4</p> <p>企業の外部環境における主要な要因及びトレンド</p>	<p>9.8 項は、経営者による説明が、企業の外部環境における主要な要因及びトレンド（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に根本的な影響を与えたか又は与える可能性のあるもの）に焦点を当てることを要求している。9.9 項から 9.10 項は、主要な要因及びトレンドの識別についてのガイダンスを示している。</p> <p>それらの要因及びトレンドには、自然環境、社会又は関連する規制に関連するものが含まれる場合がある（9.4 項(c)から 9.4 項(e)参照）。</p> <p>ある自動車製造会社が、気候に関連する規制の考えられる変更が施行される場合、自社に不利な影響を与えるであろうと予想している。これに対応して、経営者は、当該変更に対する当該製造会社のエクスポージャーを低減させるためにゼロカーボン戦略を採用した。これには生産をハイブリッド又は全面電気のモデルに移行することが含まれる。</p> <p>当該製造会社の経営者は、気候に関連した規制の変更を主要と識別し、経営者による説明において、当該変更に関する重要性がある情報（例えば、当該変更の時期及び性質に関する情報）を提供する。</p>

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
<p>B.3.5</p> <p>企業の外部環境における主要な要因及びトレンドに関して提供すべき情報</p>	<p>9.5 項から 9.7 項は、企業の外部環境における要因及びトレンドについて、所定の開示目的を満たす情報を要求している。15.22 項から 15.25 項は、そうしたトレンド及び要因について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。B.3.4 項で説明したように、それらの要因及びトレンドには、環境、社会又は関連する規制に関連するものが含まれる場合がある。</p> <p><i>B.3.4 における例からの続き</i></p> <p>当該製造会社の経営者による説明は、気候に関連した規制の予想される変更及び経営者がそれへの対応を策定する際に行った仮定を説明する。</p> <p>経営者による説明はまた、予想される変更が企業の見通しに与える潜在的な影響を投資者及び債権者が評価するのに役立つための情報も提供する（例えば、当該製造会社の製品のうちどれが、考えられる規制上の結果の範囲にわたり不経済となる可能性があるのか、及び当該製品が生み出した収益の比率を示すことによつて）。</p> <p>経営者による説明はまた、経営者のゼロカーボン戦略及び影響を受ける製品からの多角化の計画も記述する。経営者による説明はまた、当該戦略の実行における進捗度も報告する。これには、経営者が進捗度をモニターするために使用している関連する指標が含まれる（例えば、当該製造会社の製品の炭素排出量及び新たに導入した電気モデルの成功をモニターするために使用している指標）。</p>

要求事項及びガイダンスの概要		主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第5章—事業モデル		
B.3.6 事業モデルの主要な特徴	5.8 項は、経営者による説明が事業モデルの主要な特徴（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を根本的に支える特徴）に焦点を当てることを要求している。主要な特徴には、企業が環境及び社会に与える影響が含まれる可能性がある（そうした影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は与える可能性がある場合）。	ある飲料製造会社の活動は、水を大量に使用する。当該企業は水不足の拠点を運営しており、そこで営業を継続するためには規制上の条件を満たすことを要求される。 当該製造会社の経営者は、水不足の拠点を運営しており、営業を継続するためには規制上の条件を満たさなければならないという事実を、事業モデルの主要な特徴として識別する。経営者は、当該主要な特徴に関する重要性がある情報を経営者による説明において提供する。
B.3.7 企業の活動が環境及び社会に与える影響に関する情報	5.7 項(c)は、経営者による説明における情報が、企業の活動が環境及び社会に与える影響を理解できるようにすることを要求している（そうした影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は与える可能性がある場合）。15.5 項は、重要性がある可能性のある情報の例を示している。	<i>B.3.6 の例からの続き</i> 当該製造会社の経営者による説明は、水を大量に使用する拠点から生じた収益に関する情報を提供し、当該施設が営業を継続するために要求される規制上の条件を説明する。

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
<p>B.3.8 環境及び社会への影響の管理における進捗度</p>	<p>15.6 項(c)は、企業の環境及び社会への影響の管理における進捗度について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。</p> <p>B.3.6 の例からの続き</p> <p>当該製造会社の経営者による説明は、その水不足の拠点での水の消費を減少させることを意図した経営者の行動を記述し、当該事項の管理における経営者の進捗度について報告する。これには、経営者が使用している関連する指標が含まれる（例えば、その水不足の拠点での水の消費量）。</p>
<p>第 6 章—戦略</p>	
<p>B.3.9 経営者の戦略の主要な側面及び当該側面に関する情報</p>	<p>6.8 項は、主要と識別される可能性があり、したがって経営者による説明において議論する必要がある戦略の側面の例を示している。これらの側面には、次に関するものが含まれる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天然資源若しくは他の資源又は関係への企業のアクセスの維持又は強化 ● 環境、社会若しくはその他の要因又は企業の外部環境におけるトレンドへの対応 <p>6.4 項から 6.6 項は、経営者の戦略について、所定の開示目的を満たす情報を要求している。</p> <p>ある製造会社の経営者は、変化する顧客や規制上の要求事項に対応して、環境被害がより少ない生産方法に移行するための戦略を実行している。</p> <p>当該会社の経営者は、この戦略を主要と識別する。経営者による説明は、この戦略に関する重要性がある情報を提供する。これには、経営者が当該戦略の実行における進捗度をモニターするために使用している指標が含まれる。</p>

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例
第8章—リスク	
<p>B.3.10</p> <p>主要なリスク及び当該リスクに関する情報</p>	<p>8.7 項は、主要と識別される可能性があり、したがって経営者による説明において議論する必要があるリスクの例を示している。これらのリスクには、次のような可能性のあるリスクが含まれる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の事業モデルを根本的に阻害する（例えば、企業の環境又は社会への影響から生じるリスク）。 ● 天然資源若しくは他の資源又は関係を根本的に阻害する。 <p>8.3 項から 8.5 項は、リスクについて、所定の開示目的を満たす情報を要求している。</p> <p>あるエンジニアリング・コンサルタント会社は、環境規制の影響を受ける可能性のある製品についての助言を専門としている。</p> <p>当該コンサルタント会社の経営者は、環境規制が顧客の需要に与える影響を主要なリスクとして識別し、このリスクに関する情報を経営者による説明において提供する。これには、当該リスクに対する当該コンサルタント会社のエクスポージャーに関する情報が含まれる（例えば、影響を受けるサービスの比率）。</p>

経営者による説明

要求事項及びガイダンスの概要	主要である可能性のある事項又は重要性がある可能性のある情報の例	
第 10 章—財務業績及び財政状態		
<p>B.3.11</p> <p>財務業績及び財政状態の主要な側面</p>	<p>10.8 項は、主要と識別される可能性があり、したがって経営者による説明において報告する必要がある財務業績及び財政状態の側面の例を示している。主要な側面には、財務業績及び財政状態の環境又は社会的な事項に関連した側面が含まれる可能性がある（当該側面の理解が、企業が価値を創出するか又はキャッシュ・フローを生み出す能力の理解に不可欠である場合）。</p> <p>10.4 項から 10.6 項は、企業の財務業績及び財政状態について、所定の開示目的を満たす情報を要求している。</p>	<p>ある会社が、環境規制に準拠できなかったことについて罰金を課された。その罰金は当該会社の当報告期間の財務業績に影響を与えた。財務諸表は、その罰金の金額及びその理由を開示する。当該会社は、事業モデルを将来において当該規制に準拠するように変更しなければならない。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、その罰金と、事業モデルに対する必要な変更が企業の将来の収益及び費用にどのように影響を与えると経営者が予想しているのかの両方について議論する。</p>
<p>B.3.12</p> <p>企業の財務業績又は財政状態に影響を与えたか又は与える可能性のある諸要因</p>	<p>15.26 項は、企業の財務業績又は財政状態に影響を与えたか又は与える可能性のある諸要因について、重要性がある情報の例を示している。そうした要因は、環境及び社会的な事項に関連する場合がある。</p>	<p>ある会社が、環境に被害を与えているため閉鎖しなければならない可能性のある拠点を運営している。</p> <p>当該会社の経営者による説明は、当該拠点が閉鎖する場合にリスクに晒されることとなる当該拠点が生み出している収益及び利益を記述する。</p>

審議会による2021年5月公表の公開草案「経営者による説明」の承認

公開草案「経営者による説明」（2021年5月公表）は、国際会計基準審議会の13名のメンバー全員により公表が承認された。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

ニック・アンダーソン

タデウ・センドン

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

ザック・ガスト

陸 建橋

ブルース・マッケンジー

トーマス・スコット

鈴木 理加

アン・ターカ

メアリー・トーカー